

## ■ 目 次 ■

### 刊行のごあいさつ

#### 「寄附行為調査研究報告書」の利用に当たって

<b>調査 1</b>	名称	1
<b>調査 2</b>	事務所の所在地	2
<b>調査 3</b>	目的	3
<b>調査 4</b>	設置校の種類	4
<b>調査 5</b>	高校の課程（全日制・定時制・通信制）の有無	5
<b>調査 6</b>	収益事業の規定の有無と種類	6
<b>調査 7</b>	理事定数の表記方法・定数	7
	① 表記方法・定数	
	② 選任根拠号数ごとの定数の有無	
<b>調査 8</b>	監事定数の表記方法・定数	8
<b>調査 9</b>	理事長の選任方法・解任方法	9
	① 選任方法	
	② 解任方法(充て職以外)	
<b>調査 10</b>	常務（専務・常任含む）理事又は副理事長の設置・選任方法・解任方法	11
	① 常務理事設置の有無	
	② 選任方法	
	③ 解任方法	
<b>調査 11</b>	1号（校長・学長）理事の単数・複数	14
<b>調査 12</b>	2号（評議員）理事の選任方法	15
<b>調査 13</b>	3号（学識経験者）理事の選任対象・選任方法	16
	① 選任対象	
	② 選任方法	
<b>調査 14</b>	理事親族除外規定の有無	18
<b>調査 15</b>	監事の選任方法・兼職禁止規定	19
	① 選任方法	
	② 兼職禁止規定	

<b>調査 16</b>	常勤監事の規定の有無と人数	21
<b>調査 17</b>	役員の任期・任期満了後の規定の有無	22
	① 任期	
	② 任期満了後の規定の有無	
<b>調査 18</b>	役員補充の規定	24
<b>調査 19</b>	役員解任方法・解任事由	25
	① 解任方法	
	② 解任事由	
<b>調査 20</b>	役員の退任事由	28
<b>調査 21</b>	理事長の職務	29
<b>調査 22</b>	常務（専務・常任）理事又は副理事長の職務	30
<b>調査 23</b>	代表権の制限	31
<b>調査 24</b>	理事長職務代理・代行規定	32
<b>調査 25</b>	監事の職務の規定	34
<b>調査 26</b>	役員報酬規定の有無	35
<b>調査 27</b>	学園（院）長設置の有無	36
<b>調査 28</b>	名誉職設置の有無	37
<b>調査 29</b>	理事会設置の規定	38
<b>調査 30</b>	理事会業務の規定	39
<b>調査 31</b>	理事会開催回数・時期	40
<b>調査 32</b>	理事会招集者	41
<b>調査 33</b>	理事による招集請求に必要な議決数と開催猶予期間	42
	① 議決数	
	② 開催猶予期間	
<b>調査 34</b>	理事会招集通知方法・記載事項	44
	① 招集通知方法	
	② 記載事項	
<b>調査 35</b>	理事会招集通知発送期限	46
<b>調査 36</b>	理事会議長の規定	47

<b>調査 37</b>	理事会定足数	48
<b>調査 38</b>	理事会書面表決書・委任状出席の規定の有無	49
<b>調査 39</b>	理事会通常議事の表決方法・議長の議決権	50
	① 表決方法	
	② 議長の議決権	
<b>調査 40</b>	利害関係理事除斥の規定の有無	52
<b>調査 41</b>	業務決定の委任規定の有無	53
<b>調査 42</b>	理事会議事録規定の有無・記載事項	54
	① 議事録規定の有無	
	② 記載事項	
<b>調査 43</b>	理事会議事録署名押印者	55
<b>調査 44</b>	常任（常務・常勤）理事会設置規定の有無	57
<b>調査 45</b>	評議員定数の表記方法・定数	58
	① 表記方法・定数	
	② 選任根拠号数ごとの定数の有無	
<b>調査 46</b>	評議員会招集者	59
<b>調査 47</b>	評議員による招集請求に必要な議決数と開催猶予期間	60
	① 議決数	
	② 開催猶予期間	
<b>調査 48</b>	評議員会招集通知方法・記載事項	61
	① 招集通知方法	
	② 記載事項	
<b>調査 49</b>	評議員会招集通知発送期限	63
<b>調査 50</b>	評議員会の種類に関する規定の有無	64
<b>調査 51</b>	評議員会開催回数・時期	65
<b>調査 52</b>	評議員会の議長・選任方法	66
	① 議長	
	② 選任方法	
<b>調査 53</b>	評議員会定足数	68
<b>調査 54</b>	評議員会書面表決書・委任状出席の規定の有無	69

<b>調査 55</b>	評議員会議事の表決方法	70
<b>調査 56</b>	評議員会議長の議決権の規定	71
<b>調査 57</b>	評議員会議事録規定の有無・署名押印者	72
	① 議事録規定の有無	
	② 署名押印者	
<b>調査 58</b>	評議員会への諮問事項・議決事項の規定	73
<b>調査 59</b>	評議員会の意見具申等の規定	75
<b>調査 60</b>	1号（職員）評議員の選任対象・選任方法	76
	① 選任対象	
	② 選任方法	
<b>調査 61</b>	2号（卒業生）評議員の選任対象・選任方法	78
	① 選任対象	
	② 選任方法	
<b>調査 62</b>	3号（学識経験者）評議員の選任対象・選任方法	80
	① 選任対象	
	② 選任方法	
<b>調査 63</b>	評議員の任期	82
<b>調査 64</b>	評議員任期満了後の規定の有無	83
<b>調査 65</b>	評議員の解任方法・解任事由	84
	① 解任方法	
	② 解任事由	
<b>調査 66</b>	評議員の退任事由	86
<b>調査 67</b>	資産に関する規定	87
<b>調査 68</b>	収益事業用財産の有無	88
<b>調査 69</b>	寄附金品規定の有無	89
<b>調査 70</b>	基本財産の処分の制限・一部処分の方法	90
	① 処分を制限している財産	
	② 一部処分の方法	
<b>調査 71</b>	積立金の保管対象・方法	92
	① 積立金の保管対象	

② 積立金の保管方法

<b>調査 72</b>	経費の支弁	93
<b>調査 73</b>	学校会計と収益事業会計の区分の規定の有無	94
<b>調査 74</b>	予算及び事業計画の承認・変更に必要な議決数	95
<b>調査 75</b>	予算外の新たな義務負担・権利放棄に必要な議決数	96
<b>調査 76</b>	決算に関する規定・監事の意見添付の規定の有無	97
	① 決算の規定の有無	
	② 監事の意見添付の規定の有無	
<b>調査 77</b>	財産目録等の作成に関する規定の有無	98
<b>調査 78</b>	財産目録等の備付け・閲覧に関する規定の有無	99
<b>調査 79</b>	資産総額の変更登記に関する規定の有無	101
<b>調査 80</b>	会計年度の規定の有無	102
<b>調査 81</b>	解散事由についての規定	103
	① 解散事由の規定	
	② 理事の同意による解散議決数	
	③ 目的たる事業の成功の不能による解散議決数	
<b>調査 82</b>	解散に係る認可・認定の規定の有無	105
<b>調査 83</b>	残余財産の帰属者の議決数	106
<b>調査 84</b>	合併の議決数	107
<b>調査 85</b>	寄附行為の変更手続	108
<b>調査 86</b>	届出事項の変更	109
<b>調査 87</b>	備付書類・帳簿の備付け	110
<b>調査 88</b>	公告方法	111
<b>調査 89</b>	施行細則制定権者	112

## 刊行のごあいさつ

このたび「学校法人寄附行為の調査研究報告書」を刊行する運びとなりました。本書は、調査にご協力いただいた625の学校法人から御提供を受けた寄附行為（写し）を調査・分析し、実在する寄附行為の実状を明らかにしたものです。

その構成は、公表されている「学校法人寄附行為作成例」の条項に則って、各学校法人の寄附行為の実状を統計数値化するとともに、作成例を基準にした解説を加えています。解説では、問題点や対策についても触れました。

これによって、学校法人の寄附行為の実態が明らかになるとともに、寄附行為改正の際の参考資料になると考えます。御協力をいただいた各学校法人に厚く御礼申し上げます。

本書は、坂野昭彦事務長と的場理江さんが企画し、根気と忍耐を必要とするデータ集計・分析には、東京事務所の長澤友美さんにも加わっていただきました。

本書が広く私学で活用されることを祈念いたします。

平成22年6月

社団法人 私学経営研究会  
名誉理事長 俵 正 市

# 「寄附行為調査研究報告書」の利用に当たって

## 1 調査目的

寄附行為は、学校法人の根本規則であり、その規定について調査することで、学校法人の役員・評議員の選任、理事会・評議員会の開催、予算、決算等の、法人運営の動向を分析し、今後の運営に役立てることを目的とする。

## 2 調査対象

全国の大学法人・短大法人、高校法人に対し依頼状を送付した。調査対象を幼稚園、専門学校にまで広げると、膨大な数になるので、両者については、会員校のみを対象とした。

調査対象数は、大学法人537校（うち323校提出）、短大法人127校（うち56校提出）、高等学校法人710校（うち226校提出）、幼稚園法人16校（うち9校提出）、専門学校法人24校（うち11校提出）で、合計625法人から寄附行為（写し）のご提供を受けた。

## 3 調査期日

平成21年6月1日～9月30日

## 4 調査方法

調査項目を89設定し、私立学校法の条文又は「学校法人寄附行為作成例」と比較して、規定の有無、表記の方法、学校独自の規定など、該当する番号にチェックを行い、その集計をとっている。なお、該当しない規定については、自由記述方法とした。

## 5 留意点

この調査は、全国の学校法人の任意協力により行うことができた調査であり、指導監督、補助金関連調査と関連する文部科学省調査、あるいは日本私立学校振興・共済事業団調査と異なる。複数回答可とした項目などはその集計に当たっては各々1とカウントしている。

### (凡例)

- 「私学法」・・・私立学校法
- 「学教法」・・・学校教育法
- 「作成例」・・・「学校法人寄附行為作成例」（平成16年7月13日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定）
- 旧「作成例」・・・「学校法人寄附行為作成例」（昭和38年3月12日私立大学審議会決定）

## 調査1 名称

■ 作成例（1条） この法人は、学校法人〇〇学園と称する。

No	調査内容	法人数	%
1	〇〇学園	404	64.6%
2	設置校＝法人名	101	16.2%
3	〇〇学院	94	15.0%
4	〇〇育英会	4	0.6%
5	〇〇学館	2	0.3%
6	〇〇社	2	0.3%
7	〇〇学舎	1	0.2%
8	〇〇塾	1	0.2%
9	〇〇奨学会	1	0.2%
10	〇〇教育会	1	0.2%
11	その他	14	2.2%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

私学法は、学校法人の名称について、寄附行為に規定すべきものとしています（同法30条1項2号）。

調査1によると、名称では、「〇〇学園」が最も多く、総数の64.6%となっています。続いて、「設置校名と法人名を同じくする」ものが16.2%、「〇〇学院」が15.0%となっています。



## 調査 2 事務所の所在地

■ 作成例（2条） この法人は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇番地に置く。

No	調査内容	法人数	%
1	主たる事務所のみ	623	99.7%
2	従たる事務所あり	2	0.3%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

私学法は、事務所の所在地について、寄附行為に規定すべきものとしています（同法 30 条 1 項 4 号）。

調査 2 によると、「主たる事務所のみ」とする記載が総数の 99.7%を占めています。

## 調査3 目的

- 作成例（3条） この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。

No	調査内容（複数回答）	法人数	%
1	学校教育を行う	433	69.3%
2	〇〇な人材を育成する	323	51.7%
3	建学の精神・校則に言及	203	32.5%
4	宗教教育を行う	168	26.9%
5	学校の設置	93	14.9%
6	教育（又は研究）を行う	17	2.7%
7	収益事業の併記	5	0.8%
8	人格教育	3	0.5%
9	その他	72	11.5%
	回答法人数	625	

### 【4. 宗教教育の内訳】

A	キリスト教	126	75.0%
B	仏教	39	23.2%
C	その他宗教（神道など）	3	1.8%
	内訳計	168	100.0%

### 【解説】

私学法は、学校法人の目的について、寄附行為に規定すべきものとしています（同法30条1項1号）。

調査3（複数回答）によると、「学校教育を行う」が総数の69.3%、続いて「〇〇な人材を育成する」が51.7%、「建学の精神・校則に言及」が32.5%、「宗教教育を行う」が26.9%となっています。

「宗教教育を行う」の内訳は、「キリスト教」が75.0%と最も多くなっています。

## 調査 4 設置校の種類

- 作成例（4条） この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。  
 (1)～(9) 略

大学法人		法人数	%
1	大学のみ設置	51	15.8%
2	他の学校を設置	272	84.2%
	【2. 他の学校の内訳】（複数回答）		
A	短大を設置	147	54.0%
B	高校を設置	157	57.7%
C	中学を設置（中等教育学校含む）	158	58.1%
D	小学校を設置	44	16.2%
E	幼稚園を設置	135	49.6%
F	専門学校を設置	65	23.9%
大学法人合計		323	100.0%

短大法人		法人数	%
1	短大のみ設置	7	12.5%
2	他の学校を設置	49	87.5%
	【2. 他の学校の内訳】（複数回答）		
A	高校を設置	41	83.7%
B	中学を設置（中等教育学校含む）	20	40.8%
C	小学校を設置	6	12.2%
D	幼稚園を設置	29	59.2%
E	専門学校を設置	11	22.4%
短大法人合計		56	100.0%

高校法人		法人数	%
1	高校のみ設置	52	23.0%
2	他の学校を設置	174	77.0%
	【2. 他の学校の内訳】（複数回答）		
A	中学を設置（中等教育学校含む）	139	79.9%
B	小学校を設置	28	16.1%
C	幼稚園を設置	74	42.5%
D	専門学校を設置	21	12.1%
高校法人合計		226	100.0%

### 【解説】

私学法は、設置する学校の名称・種類について、寄附行為に規定すべきものとしています（同法 30 条 1 項 3 号）。

## 調査 5

## 高校の課程（全日制・定時制・通信制）の有無

- 作成例（4条4号） ○○高等学校 全日制課程 ○○科  
定時制課程 ○○科  
通信制課程（広域）○○科

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	456	95.4%
2	規定なし	22	4.6%
	合 計	478	100.0%

### 【解 説】

私学法は、私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制課程を置く場合は、その旨を寄附行為に規定すべきものとしています（同法 30 条 1 項 3 号）。

調査 5 によると、調査総数 625 校中、高校及び中等教育学校の後期課程を設置する 478 校の「高校の課程」規定は、「規定あり」が 95.4%となっています。

## 調査 6

## 収益事業の規定の有無と種類

■ 作成例（5条） この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 書籍・文房具小売業
- (2) 各種食料品小売業

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	123	19.7%
2	規定なし	502	80.3%
	合計	625	100.0%

【1. 規定ありの内訳】（複数回答）

A	不動産（貸室・駐車場）業	55	44.7%
B	小売業	48	39.0%
C	印刷・出版業	28	22.8%
D	保険業	21	17.1%
E	製造業	11	8.9%
F	教育・学習支援業	9	7.3%
G	飲食業	4	3.3%
H	医療・福祉業	2	1.6%
I	その他	26	21.1%
J	種類について規定なし	7	5.7%
	内訳計	123	

### 【解説】

私学法は、収益事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定を、寄附行為に規定すべきものとしています（同法30条1項9号）。

なお、当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業は、収益事業から除外されています（平成20年文部科学省告示141号1条本文）。

調査6によると、収益事業を行っている学校法人は総数の19.7%であり、その種類の内訳（複数回答）は、「不動産業」が最も多く、収益事業を行っている学校法人の44.7%となっています。続いて、「小売業」が39.0%、「印刷・出版業」が22.8%、「保険業」が17.1%となっています。

■ 作成例（6条1項1号） この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○人

### ① 表記方法・定数

No	調査内容	法人数	%
1	絶対数	261	41.8%
2	相対数	364	58.2%
	合 計	625	100.0%

【1. 絶対数の内訳】

A	5人	17	6.5%
B	6～10人	166	63.6%
C	11～15人	61	23.4%
D	16～20人	12	4.6%
E	21人以上	5	1.9%
	内訳計	261	100.0%

### ② 選任根拠号数ごとの定数の有無

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	622	99.5%
2	規定なし	3	0.5%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

#### ① 表記方法・定数について

私学法は、理事数を5人以上とし（同法35条1項）、寄附行為の定めにゆだねており、「作成例」6条1項1号は、○○人と絶対数としています。

調査7①によると、相対数表記（○○人以上××人以内）の方が多く、総数の58.2%となっています。絶対数表記の内訳は、「6～10人」が63.6%と最も多く、続いて「11～15人」が23.4%、「5人」が6.5%となっています。

#### ② 選任根拠号数ごとの定数の有無について

調査7②によると、「規定あり」が総数の99.5%を占め、ほとんどの法人では、各号数ごとの定数を表記しています。

**調査 8****監事定数の表記方法・定数**

## ■ 作成例 (6条1項2号) (2) 監事 ○人

No	調査内容	法人数	%
1	絶対数	475	76.0%
2	相対数	150	24.0%
	合 計	625	100.0%

## 【1. 絶対数の内訳】

A	2人	437	92.0%
B	3人	37	7.8%
C	4人	1	0.2%
D	5人以上	0	0.0%
	内訳計	475	100.0%

## 【解 説】

監事の数について、私学法は監事数を2人以上とし（同法35条1項）、「作成例」6条1項2号は○○人としています。

**調査 8**によると、理事とは異なり、監事の場合は絶対数表記の方が多く、総数の76.0%となっています。絶対数表記の内訳は、「2人」が最も多く92.0%、次に「3人」が7.8%となっています。

## 調査 9

## 理事長の選任方法・解任方法

- 作成例（6条2項） 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

### ① 選任方法

No	調査内容	法人数	%
1	理事会で選任	554	88.7%
2	理事の互選	45	7.2%
3	充て職	13	2.1%
4	信者の内からなど、選任対象を限定している	5	0.8%
5	評議員会で選任、又は同意を要するもの	4	0.6%
6	その他（別規定、宗教法人の指名など）	4	0.6%
7	規定なし	0	0.0%
	合 計	625	100.0%

#### 【1. 理事会で選任の内訳】

A	理事総数の過半数	490	88.4%
B	理事総数の2/3以上	23	4.2%
C	その他議決数	4	0.7%
D	議決数規定なし	37	6.7%
	内訳計	554	100.0%

#### 【3. 充て職の内訳】

E	学長、校長、園長	4	30.8%
F	その他	9	69.2%
	内訳計	13	100.0%

### ② 解任方法（充て職以外）

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	518	84.6%
2	規定なし	94	15.4%
	合 計	612	100.0%



【1. 規定ありの内訳】

A	理事総数の過半数	456	88.0%
B	理事総数の2/3以上	37	7.1%
C	理事総数の3/4以上	16	3.1%
D	その他議決数	2	0.4%
E	議決数の規定なし	3	0.6%
F	理事会議決+評議員会議決	3	0.6%
G	別規定による	1	0.2%
	内訳計	518	100.0%

【解説】

① 選任方法について

「作成例」6条2項は、理事総数の過半数の議決により選任するとしています。私学法は、「理事のうち1人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。」(同法35条2項)としていますので、寄附行為の定めは、調査9①によると、「理事会で選任」が最も多く総数の88.7%となっています。理事会選任方法の内訳は、「作成例」と同じく「理事総数の過半数」議決が最も多く88.4%となっています。

「互選」とは、選任資格のある者の中から、被選任者を選ぶということで、選任方法を問いません。したがって、持ち回り決議等相当と認める方法で選任することができます。同調査によると、理事の互選は、総数の7.2%となっています。

「充て職」とは、宗教法人の役員や校長(総長、学長、園長を含む。以下同じ。)が自動的に職に就くということで、同調査によると、総数の2.1%となっています。なお、その職を退いたときに退任となります。

② 解任方法について

役員解任の規定は、「作成例」11条で別に規定されていますので、「作成例」6条2項の理事長職解任の規定は、理事の地位はそのままにして、理事長職だけを解任する場合の規定です。

調査9②によると、理事長職解任の規定があるものは、総数(充て職を除く。)の84.6%となっています。解任方法の内訳は、選任のときと同様に、「理事総数の過半数」議決が最も多く、88.0%となっています。

- 作成例（6条3項） 理事（理事長を除く。）のうち〇人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

### ① 常務理事設置の有無

No	調査内容	法人数	%
1	常務（専務・常任含む）理事のみ設置	232	37.1%
2	副理事長のみ設置	37	5.9%
3	どちらも設置	72	11.5%
4	どちらも規定なし	284	45.5%
	合 計	625	100.0%

#### 【1. 常務・専務・常任の内訳】

A	常務のみ	156	67.2%
B	常任のみ	26	11.2%
C	専務のみ	22	9.5%
D	常務又は常任＋専務	25	10.8%
E	常務＋常任	3	1.3%
	内訳計	232	100.0%

#### 【3. どちらも設置の内訳】

F	副理事長＋常務又は常任	58	80.5%
G	副理事長＋専務	3	4.2%
H	副理事長＋常務又は常任＋専務	11	15.3%
	内訳計	72	100.0%

### ② 選任方法

※常務理事又は副理事長を設置している 341 法人が対象

No	調査内容	法人数	%
1	選任方法について規定あり	332	97.4%
2	選任方法について規定なし	9	2.6%
	合 計	341	100.0%

【1. 規定ありの内訳】

A	理事会選任	250	75.3%
B	理事長選任（指名、委嘱含む）	37	11.1%
C	理事の互選	17	5.1%
D	充て職	7	2.1%
E	その他	21	6.4%
	内訳計	332	100.0%

【A. 理事会選任の内訳】

a	理事総数の過半数	208	83.2%
b	理事総数の2/3以上	9	3.6%
c	議決数の規定なし	33	13.2%
	内訳計	250	100.0%

③ 解任方法

※常務理事又は副理事長を設置している341法人が対象

No	調査内容	法人数	%
1	解任方法について規定あり	251	73.6%
2	解任方法について規定なし	90	26.4%
	合計	341	100.0%

【1. 規定ありの内訳】

A	理事会議決	228	90.8%
B	理事長が解任	9	3.6%
C	その他	14	5.6%
	内訳計	251	100.0%

【A. 理事会議決の内訳】

a	理事総数の過半数	202	88.6%
b	理事総数2/3以上	15	6.6%
c	理事総数3/4以上	2	0.9%
d	議決数の規定なし	9	3.9%
	内訳計	228	100.0%

## 【解説】

### ① 常務理事設置の有無について

「作成例」6条3項は、選択的に常務理事の職を設けることを規定しています。

調査 10①によると、「常務理事（専務理事、常任理事を含む。以下同じ。）のみを設置」している学校法人は、総数の37.1%となっており、「副理事長のみを設置」している学校法人は、5.9%で、「どちらも設置」している学校法人は11.5%となっています。

総数 625 校の内、常務理事又は副理事長（どちらも設置含む）を設置している学校法人は341校で、54.5%となっています。

### ② 選任方法について

調査 10②によると、常務理事又は副理事長を置いている学校法人の97.4%に選任方法の規定があり、その内訳は、「理事会の選任」が最も多く75.3%、続いて「理事長選任（指名、委嘱含む）」が11.1%、「理事の互選」が5.1%となっています。議決数では、「理事総数の過半数」議決が83.2%を占めています。

### ③ 解任方法について

調査 10③によると、常務理事又は副理事長を置いている学校法人の73.6%に解任方法の規定があり、その内訳は、「理事会の議決」が最も多く90.8%、次に「理事長が解任」が3.6%となっています。議決数では「理事総数の過半数」議決が88.6%を占めています。

■ 作成例（7条1項1号） 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学長（校長）

No	調査内容	法人数	%
1	校長全員が理事（1校の場合も含む）	226	36.2%
2	複数校のうち1人	180	28.8%
3	複数校のうち一部	219	35.0%
	合 計	625	100.0%

【解 説】

「作成例」7条1項1号は、学長（校長）全員が理事に就任するものとしています。私学法は、校長は、当然理事に就任するものとして、「当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。）」（同法38条1項1号）としています。いわゆる1号理事です。しかし、学校法人が私立学校を2以上設置する場合には、寄附行為でその旨を定めて、一部の校長だけを理事に就任させることもできます（同法条2項）。

調査11によると、複数校のうち1人又は一部の校長が理事に就任するものが63.8%となっており、校長全員が理事（1校の場合も含む）は36.2%となっています。

## ■ 作成例（7条1項2号） (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 ○人

No	調査内容（複数回答）	法人数	%
1	評議員会で選任	387	61.9%
2	評議員の互選	103	16.5%
3	理事会で選任	100	16.0%
4	評議員会推薦者から理事会が決定	28	4.5%
5	その他	13	2.1%
	回答法人数	625	101.0%

## 【5. その他の内訳】

A	理事長選任（推薦、指名、委嘱含む）	3	23.1%
B	理事会推薦+評議員会選出	2	15.4%
C	理事会選任+評議員会同意	2	15.4%
D	その他	6	46.1%
	内訳計	13	100.0%

## 【解説】

「作成例」7条1項2号は、評議員のうちから選任する理事は、評議員会において選任するとしています。私学法は、理事の一部を評議員のうちから選任するものとし、その選任方法を寄附行為の定めにゆだねています（同法38条1項2号）。いわゆる2号理事です。

調査12（複数回答）によると、「作成例」と同じく「評議員会で選任」するものが最も多く61.9%、続いて「評議員の互選」が16.5%、「理事会で選任」が16.0%となっています。

なお、同調査の合計が100%を超えているのは、一つの学校法人で、評議員から選任する理事を数種定め、そのため選任方法が複数となっているものがあるからです。

■ 作成例（7条1項3号） (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 ○人

① 選任対象

No	調査内容（複数回答）	法人数	%
1	学識経験者	527	84.3%
2	充て職	159	25.4%
3	功労者	105	16.8%
4	宗教法人の役員・信者・僧侶	100	16.0%
5	創立者の縁者	37	5.9%
6	卒業生・同窓会	33	5.3%
7	保護者	5	0.8%
8	その他	54	8.6%
9	選任対象の規定なし	40	6.4%
	回答法人数	625	

【2. 充て職の内訳】（複数回答）

A	学園長・学院長	80	50.3%
B	事務局長	65	40.9%
C	学部長	36	22.6%
D	副学長	21	13.2%
	内訳計	159	

【8. その他の内訳】

E	教職員、教授会で選任（推薦を含む）した者	26	48.1%
F	法人関係者	7	13.0%
G	その他	21	38.9%
	内訳計	54	100.0%

## ② 選任方法

No	調査内容（複数回答）	法人数	%
1	理事会による選任	483	77.3%
2	充て職	179	28.6%
3	理事による選任（互選を含む）	102	16.3%
4	評議員会による選任	16	2.6%
5	評議員会推薦（同意を含む）＋理事会選任	15	2.4%
6	その他	47	7.5%
7	規定なし	4	0.6%
	回答法人数	625	

### 【解説】

#### ① 選任対象について

調査 13①(複数回答)によると、「学識経験者」を対象としている学校法人が最も多く 84.3%、続いて「充て職」が 25.4%、「功労者」が 16.8%、「宗教法人の役員・信者・僧侶」が 16.0%、「その他」が 8.6%となっています。

「充て職」の内訳（複数回答）では、「学園長・学院長」が 50.3%、続いて「事務局長」が 40.9%、「学部長」が 22.6%となっています。「その他」の内訳は、「教職員のうちから」又は「教授会で選任（推薦を含む。）した者」が 48.1%、「法人関係者」が 13.0%となっています。

#### ② 選任方法について

「作成例」7 条 1 項 3 号は、学識経験者のうち理事会において選任するとしていますが、ほかにも学校法人の功労者や宗教法人の役員を定めている例がみられます。私学法は、「前 2 号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者」（同法 38 条 1 項 3 号）としています。いわゆる 3 号理事です。

上記の「前 2 号に規定する者」とは、理事となる校長及び評議員のうちから理事に選任された者ですから、3 号理事には、それ以外の、理事とならなかった校長、評議員を選任することができるとするのが、条文の素直な解釈であると考えますが、学識経験者理事は、校長、評議員以外の者から選任するよう行政指導のなされた例があるので留意する必要があります。

なお、平成 16 年改正私学法で新たに規定された外部理事（同法 38 条 5、6 項）は、この枠から選任されることが多いでしょう。

調査 13②（複数回答）によると、「理事会による選任」が最も多く 77.3%、続いて「充て職」が 28.6%、「理事による選任（互選を含む）」が 16.3%となっています。



## 調査14 理事親族除外規定の有無

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	163	26.1%
2	規定なし	462	73.9%
	合計	625	100.0%

### 【解説】

私学法は、「役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない」（同法38条7項）としています。

理事親族除外について、「作成例」には規定がありませんが、調査14によると、「規定あり」は26.1%、「規定なし」が73.9%で、規定している学校法人の割合は4分の1強にとどまっています。

- 作成例（8条） 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

## ① 選任方法

No	調査内容	法人数	%
1	理事会選出の候補者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任	491	78.5%
2	評議員会の同意を得て、理事長が選任（法定）	121	19.4%
3	理事会で推薦した者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任	3	0.5%
4	評議員会及び理事会の同意（選任）を得て理事長が選任	5	0.8%
5	その他	5	0.8%
	合 計	625	100.0%

## ② 兼職禁止規定

No	調査内容	法人数	%
1	理事・職員・評議員以外（法定）	615	98.4%
2	理事・（教）職員以外	3	0.5%
3	規定なし	7	1.1%
	合 計	625	100.0%

## 【解 説】

## ① 選任方法について

「作成例」8条の監事の選任は、「評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」という、私学法38条4項の規定に、理事会で候補者を選出する旨の文言を加えたものです。

調査15①によると、上記の法文どおりの規定は19.4%で、「作成例」と同様の規定が最も多く78.5%となっています。

## ② 兼職禁止規定について

私学法は、「監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。」(同法 39 条)としています。そして、「職員」には、「当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。」(同法 38 条 5 項)としています。

ここで「その他の職員」というのは、学校法人と雇用関係のあるすべての職員をいうと解されます。法の趣旨は、監査職務の公正を確保するため、使用者である学校法人と従属関係にあり、その支配を受けるおそれのある者を除外しようとするものだからです。

監事が評議員を兼ねることについては、平成 16 年改正前私学法には禁止規定がなかったのに差し支えないものとされていましたが、同法の改正により禁止されることになったものです。

**調査 15②**によると、法定どおり「理事・職員・評議員以外」とするものが 98.4%を占めています。

## 調査 16

## 常勤監事の規定の有無と人数

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	15	2.4%
2	規定なし	610	97.6%
	合 計	625	100.0%

### 【1. 規定ありの内訳】

A	1名	12	79.9%
B	1名又は2名	1	6.7%
C	2名	1	6.7%
D	人数について規定なし	1	6.7%
	内訳計	15	100.0%

### 【解 説】

常勤監事の規定について、「作成例」には規定がありませんが、**調査 16**によると、「規定あり」が 2.4%となっており、その人数は、常勤監事を設置している学校法人の内、「1名」が 79.9%となっています。

■ 作成例（9 条） 役員（第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、〇年とする。ただし、補欠の役員の場合は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

### ① 任期

No	調査内容	法人数	%
1	4 年	309	49.4%
2	3 年	196	31.3%
3	2 年	85	13.6%
4	5 年	16	2.6%
5	1 年	1	0.2%
6	6 年	1	0.2%
7	理事と監事で任期が異なる	17	2.7%
	合 計	625	100.0%

### ② 任期満了後の規定の有無

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	619	99.0%
2	規定なし	6	1.0%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

#### ① 任期について

私学法は、役員任期について、寄附行為に規定すべきものとしています（同法 30 条 1 項 5 号）。「作成例」9 条 1 項は、役員任期の規定は設けていますが、年数を特定していません。

調査 17①によると、調査したすべての学校法人に任期の規定があり、その内訳は、「4 年」が最も多く 49.4%、続いて「3 年」が 31.3%、「2 年」が 13.6%となっています。また、「理事と監事で任期が異なる」ものが、2.7%となっています。

任期の起算点についても問題があります。理事及び監事と学校法人との法律関係は、委任又は準委任であると説明されていますので、職務上当然理事になる場合を除き、役員に就任することを承諾した日に就任するということになります。通常は、前任者の任期満了の日の翌日に就任することの事前の承諾を得ておくことが多いでしょうが、前任者の任期満了の日の翌日から就任することを、後から追認してもらうことも可能であると考えます。

また、役員の任期を揃えるために、任期が残っているのにいったん辞任してもらうことも、よくあることですが、この場合は、新役員選任の理事会で、任期が新たに始まる旨の決議しておくのがよいでしょう。補欠の役員だから、前任者の残任期間と解される余地を無くしておく必要があるからです。

また、民法 140 条に初日不算入の規定があるために、就任の日が起算日にならず、このため、任期満了の日が 1 日ずつずれていくという問題もあります。これを防ぐためには、寄附行為の任期の規定を、「〇年（就任の日を起算日とする。）」としておくといよいでしょう。

## ② 任期満了後の規定の有無について

調査 17②によると、「規定あり」が 99.0%を占めています。

「作成例」9 条 1 項は、監事並びに 2 号理事（評議員理事）及び 3 号理事（学識経験者理事）について任期を定め、他方、評議員理事については、評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとしています（私学法 38 条 3 項）。そこで、評議員理事が、評議員の任期満了による理事失職後は、後任者が選任されなくとも、理事の職を行うことはできなくなります。

それゆえ、「作成例」9 条 3 項が、評議員理事について、学識経験者理事と同様、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行うと規定しているのは誤解を招きます。これを防ぐためには、同条項に次のただし書を加えておくのがよいでしょう。

「役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。ただし、第 7 条第 2 項の規定によってその職を失った者は、この限りでない。」

## 調査 18 役員補充の規定

- 作成例(10条) 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

No	調査内容	法人数	%
1	1/5 超欠員、1月以内補充(法定)	562	89.9%
2	その他	8	1.3%
3	規定なし	55	8.8%
	合計	625	100.0%

### 【解説】

私学法は、役員補充について、「理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。」(同法40条)としており、「作成例」10条は法定どおりとなっています。

調査18によると、上記の法文及び「作成例」どおりの規定は89.9%となっています。なお、法定事項については当然のこととして、規定のないものが8.8%となっています。

■ 作成例（11条1項） 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

### ① 解任方法

No	調査内容	法人数	%
1	理事会特別多数議決＋評議員会議決	507	81.1%
2	理事会特別多数議決	96	15.4%
3	理事総数の過半数議決	6	1.0%
4	理事総数の過半数議決＋評議員会議決	2	0.3%
5	その他（議決数なしも含む）	12	1.9%
6	役員解任に関する規定なし	2	0.3%
	合計	625	100.0%

#### 【1. 理事会特別多数＋評議員会議決の内訳】

A	理事総数の3/4議決＋評議員会議決（同意含）	462	91.1%
B	理事総数の2/3議決＋評議員会議決（同意含）	45	8.9%
	内訳計	507	100.0%

#### 【2. 理事会特別多数議決の内訳】

C	理事総数の3/4議決	69	71.9%
D	理事総数の2/3議決	27	28.1%
	内訳計	96	100.0%

#### 【5. その他の内訳】

E	理事会で解任するのみ（議決数の規定なし）	2	16.7%
F	その他	10	83.3%
	内訳計	12	100.0%



## ② 解任事由

No	調査内容（複数回答）	法人数	%
1	職務義務違反	616	98.6%
2	法令・寄附行為に違反	613	98.1%
3	心身の故障	613	98.1%
4	非行	592	94.7%
5	その他	15	2.4%
6	規定なし	2	0.3%
	回答法人数	625	

7	1～4すべての規定のあるもの	589	94.5%
---	----------------	-----	-------

### 【解説】

#### ① 解任方法について

私学法は、役員解任の方法について、寄附行為に規定すべきものとしています（同法30条1項5号）。「作成例」11条1項は、理事会の特別多数による議決及び評議員会の議決によって、解任できるとしています。

しかし、理事の解任には迅速な対応を必要とすること、理事会と評議員会の見解が異なったときは、解任できないことを考慮すると、理事会の特別多数のほかには評議員会の議決を必要とするものの相当性には疑問を生じます。学校法人の業務は理事会で決定するのですから、理事会の特別多数による議決のみで足りるのではないかと考えます。

調査19①によると、「作成例」と同じく「理事会の特別多数の議決と評議員会の議決（同意を含む。）」を要するものが最も多く81.1%、次に「理事会の特別多数の議決」のみ要するものが15.4%となっています。

なお、「役員」と一率に規定せずに、理事と監事を分け、監査職務の公正を確保する必要がある監事については、任期中は解任できないとするとか、解任の手續要件を加重することとも考えられます。

#### ② 解任事由について

「作成例」は、四つの事由をあげています。

調査19②（複数回答）によると、解任方法について規定のある学校法人のうち、寄附行為に4種とも規定のあるものが、589法人（94.5%）となっています。

また、解任事由の1号及び3号は「著しく違反したとき」、4号は「重大な非行」としてはいますが、軽微な違反や軽微な非行を事由に解任したときは、合理的理由を欠き、解任権の濫用である、との司法判断を受けますから、公務員の懲戒事由と同様にし（国公法82条1項、地公法29条1項）、「著しく」や、「重大な」は、不要と考えます。逆に、「著しく」という価値観を伴う限定を挿入すると、司法判断が極めて厳格となり、解任を裁判で維持することは困難になるでしょう。

また、学校法人を通ずる役員たるにふさわしくない非行一般と、例えば、宗教教育を教育理念とする学校法人における非行とでは、解任事由が異なってくるでしょうから、次のようにするのがよいと考えます。

「(4) この法人の役員としてふさわしくない非行のあったとき。」

## 調査 20 役員の退任事由

■ 作成例（11条2項） 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	573	91.7%
2	規定なし	52	8.3%
	合計	625	100.0%

【1. 規定ありの内訳】（複数回答）

A	任期の満了	573	100.0%
B	辞任	572	99.8%
C	学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当	572	99.8%
D	死亡	2	0.3%
E	地位（資格）喪失時	1	0.2%
F	自己都合	1	0.2%
G	私立学校法第38条第8項の規定に該当	1	0.2%
	内訳計	573	

### 【解説】

役員の退任の規定は、「作成例」11条の改定によって追加されたものです。このうち「学校教育法第9条各号に掲げる事由」とあるのは、私学法38条8項の「学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。」という規定を根拠とするものです。

学教法9条の規定は、その1号から5号までのいずれかに該当する者は、校長又は教員になることができないとされているので、その各号のいずれかに該当する者は、役員になることができません。

調査20によると、役員の退任事由について、「規定あり」が総数の91.7%を占めています。その内訳（複数回答）は、「任期の満了」が100.0%、続いて「辞任」と「学校教育法9条各号に掲げる事由に該当」が、各99.8%となっています。

## ■ 作成例（12条） 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

No	調査内容	法人数	%
1	法人を代表し、その業務を総理する（法定）	584	93.4%
2	法令及びこの寄附行為に規定する職務を行いこの法人内部の事務を統括し業務について代表する	3	0.5%
3	その他	34	5.5%
4	規定なし	4	0.6%
	合 計	625	100.0%

## 【解 説】

私学法は「理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。」（同法 37 条 1 項）としており、「作成例」12 条は法定どおりとなっています。

調査 21 によると、上記の法文及び「作成例」どおりの規定のものは 93.4% となっています。

## ■ 作成例（13条） 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

No	調査内容	法人数	%
1	職務について規定あり	313	91.8%
2	職務について規定なし	28	8.2%
	合 計	341	100.0%

## 【1. 規定ありの内訳】 （複数回答）

A	理事長補佐	295	94.2%
B	法人業務分掌	219	70.0%
C	法人事務統括（処理・掌理）	22	7.0%
D	日常業務	20	6.4%
E	その他	36	11.5%
	内訳計	313	

## 【解 説】

「作成例」13条は、常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌するものとし、6条3項では、理事総数の過半数の議決により選任するものとしています（調査10参照）。

調査22によると、常務理事又は副理事長を設置している341法人のうち、「職務について規定あり」が総数の91.8%を占めています。

職務の内容の内訳（複数回答）は、「理事長補佐」が94.2%、続いて「法人業務分掌」が70.0%、「法人事務統括（処理・掌理）」が7.0%、「日常業務」が6.4%となっています。

もし常務理事を設置するならば、理事長の職務代理・代行者を常務理事の中から選ぶのがよいでしょう。常務理事を単数設ける場合は常務理事が、複数設ける場合はあらかじめ理事会の定めた順位によって、常務理事が代理・代行する旨の規定を、寄附行為の中に設けておくこととなります。

## 調査 23 代表権の制限

- 作成例（14条） 理事長（及び常務理事）以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

No	調査内容	法人数	%
1	理事長のみ	544	87.0%
2	理事長＋常務（専務・常任）理事又は副理事長に付与	52	8.3%
3	理事長＋学長（校長含む）に付与	5	0.8%
4	理事長＋収益事業理事（担当理事含む）に付与	4	0.6%
5	その他	7	1.2%
6	代表権の制限に関する規定なし	13	2.1%
	合計	625	100.0%

### 【解 説】

平成16年改正前私学法では、寄附行為をもって代表権を制限しない以上、すべての理事が代表権を有するものとされ、理事の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できないものとされていました。改正後の私学法37条2項では、理事長のみに代表権があり、寄附行為で定めた場合に限り、他の理事にも代表権があるものとしています。

調査23によると、寄附行為の代表権の定めは、「作成例」14条と同じく「理事長のみ」に代表権があるとするものが最も多く87.0%となっています。「理事長＋常務（専務・常任）理事又は副理事長に付与」とするものは8.3%で、これは、常務理事又は副理事長を設置している341法人（調査10参照）の15.2%となっています。

- 作成例（15条） 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	624	99.8%
2	規定なし	1	0.2%
	合 計	625	100.0%

【1. 規定ありの内訳】

A	あらかじめ理事会で順位を定める	407	65.2%
B	理事長が指名	93	14.9%
C	副理事長が代行	48	7.7%
D	常務（専務・常任）理事が代行	42	6.7%
E	理事会で選任	12	1.9%
F	理事の互選	12	1.9%
G	その他	8	1.4%
H	指名方法について規定なし	2	0.3%
	内訳計	624	100.0%

【解 説】

私学法は、理事長の職務代理・代行者たる理事は、寄附行為の定めるところにより理事長の職務を代理・代行するとしています（同法37条2項）。「作成例」15条では、あらかじめ理事会が代理・代行する理事の順位を定めることとしています。

調査24によると、規定がないものは1法人だけで、残りの学校法人すべて（99.8%）が理事長職務代理・代行規定を設けています。その内訳は、「作成例」と同じく「あらかじめ理事会で順位を定める」方法が最も多く65.2%、続いて「理事長が指名」が14.9%、「副理事長が代行」が7.7%、「常務（専務・常任）理事が代行」が6.7%となっています。

寄附行為で、理事長を指名者としている例も多くみられます。もっとも、理事長を指名者とした場合、現実の問題として、事務局から理事長に対し、万一のときのために指名書をいただきたい旨を言い出し難く、理事長代行の指名のないまま理事長が死亡してしまうという事態が生じる例がありますので注意が必要です。理事長が理事長代行を指名した場合は、そのことを

明確にするため、指名書を作成し、その理事に交付するか、事務局で保管しておくのがよいでしょう。

理事会で指名した場合は、議事録で証明すれば足りるのですが、念のため、指名を議決した理事会の日時を記載した指名書を、理事長名で作成、交付しておくのがよいでしょう。

私学法 37 条 2 項にいう「代理」は、理事長に事故のあるとき、すなわち、病気や出張等の場合、「代行」は、理事長が欠けたとき、すなわち死亡したときとか、学長を基礎資格とした理事長が、学長を退任した場合等です。

ある学校法人の寄附行為では、「長期にわたる事故のあるとき」と定めていたために、長期の事故はなかったとして、理事長代行の選任が無効とされ、ひいては理事会決議が無効とされた事例もあります。

そのほかにも、「理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の指名した理事が、その職務を代行する」と規定し、欠けたときの規定がなかったため、理事長が入院し生存中は、その職務を代行できるが、死亡後は代行できないとした判例もあるので、この規定は、法文に従って、事故があるときと、欠けたときについて定めておく必要があります。



- 作成例（16条） 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の業務を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣（都道府県知事）に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
  - (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

No	調査内容	法人数	%
1	私立学校法第37条第3項各号列記（法定）	624	99.8%
2	規定なし	1	0.2%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

「作成例」16条は、監事の職務について、私学法37条3項の各号列記と同様の規定を設けています。寄附行為に監事の職務についての規定を設けなければ、私学法の規定どおりということになります。

調査25によると、監事の職務に関する規定のないものは1法人だけで、残りの学校法人すべて（99.8%）が法文及び「作成例」どおりの規定となっています。

監査の方法について、「作成例」35条1、2項は、決算について、監事の意見を求め、理事長が評議員会に報告するものとして、定期監査の規定を置いています。監事は、寄附行為で定めた定期監査のほか、随時の監査を行うことができます。また、その職務上の権限の一部を公認会計士等の専門家に委任することもできると解されます。

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	87	13.9%
2	規定なし	538	86.1%
	合 計	625	100.0%

## 【1. 規定ありの内訳】（複数回答）

A	地位についてのみ支給せず	64	73.6%
B	要した費用の支弁	26	29.9%
C	常勤の理事のみ支給	20	23.0%
D	職務（勤務実態）に応じて支給	20	23.0%
E	理事会で定める又は別に定める	9	10.3%
F	有給とすることができる	5	5.7%
G	「支給することができる」のみ	3	3.4%
H	常勤の職員と兼務する者は支給せず	1	1.1%
	内訳計	87	

## 【解 説】

役員報酬の規定について、「作成例」にはありませんが、これを設けている学校法人もあります。

調査 26 によると、「規定あり」が総数の 13.9%となっています。その内訳（複数回答）は、「地位についてのみ支給せず」（役員であるという理由だけで支給することはない。）が最も多く 73.6%、続いて「要した費用の支弁」が 29.9%、「常勤の理事のみ支給」、「職務（勤務実態）に応じて支給」が、各 23.0%となっています。

## 調査 27 学園（院）長設置の有無

---

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	132	21.1%
2	規定なし	493	78.9%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

学園長又は学院長の設置について、「作成例」にはありませんが、調査 27 によると、「規定あり」が 21.1%となっています。

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	155	24.8%
2	規定なし	470	75.2%
	合 計	625	100.0%

## 【1. 規定ありの内訳】

A	顧問のみ	114	73.5%
B	顧問と参与	22	14.2%
C	顧問と相談役	5	3.2%
D	その他（参与+相談役+その他）	14	9.1%
	内訳計	155	100.0%

## 【解 説】

名誉職の設置について、「作成例」にはありませんが、調査 28 によると、「規定あり」が 24.8% となっており、その内訳は、「顧問のみ」設置が 73.5% と最も多く、続いて「顧問と参与」が 14.2%、「顧問と相談役」が 3.2% となっています。

## ■ 作成例（17条1項） この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

No	調査内容	法人数	%
1	理事をもって組織する理事会（法定）	623	99.6%
2	理事をもって構成する理事会	1	0.2%
3	理事会を置くのみ	1	0.2%
	合 計	625	100.0%

## 【解 説】

平成16年改正前私学法の規定では、理事会は、学校法人の業務決定方法についての、寄附行為の別段の定めとして設けられたものでした。しかし、改正後の同法36条1項では、「理事をもって組織する理事会を置く。」と、理事会の設置を必須のものとしています。「作成例」17条1項は、法定どおりとなっています。

調査29によると、上記の法文及び「作成例」と同じく「理事をもって組織する理事会」が99.6%となっています。

## ■ 作成例（17条2項） 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

No	調査内容	法人数	%
1	法人業務を決し、理事職務の執行を監督（法定）	589	94.2%
2	法人業務を決する	26	4.2%
3	その他	7	1.1%
4	規定なし	3	0.5%
	合 計	625	100.0%

## 【解 説】

私学法は、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」（同法 36 条 2 項）としており、「作成例」17 条 2 項は、法定どおりとなっています。

調査 30 によると、上記の法文及び「作成例」と同じく「法人業務を決し、理事職務の執行を監督」が 94.2% を占めています。

## 調査 31

## 理事会開催回数・時期

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	87	13.9%
2	規定なし	538	86.1%
	合 計	625	100.0%

### 【1. 規定ありの内訳】

A	随時	46	52.9%
B	月1回	16	18.4%
C	年2回	8	9.2%
D	月指定あり（○月、○月、○月）	7	8.0%
E	年○回（月指定なし）	4	4.6%
F	年1回	1	1.1%
G	その他	5	5.8%
	内訳計	87	100.0%

### 【解 説】

理事会開催回数・時期について、「作成例」にはありませんが、調査 31 によると、「規定あり」は 13.9% となっています。

「規定あり」のうち、具体的な開催回数・時期としては、「随時」開催が 52.9%、続いて、「月1回」が 18.4%、「年2回」が 9.2% となっています。

## 調査 3 2 理事会招集者

### ■ 作成例（17条3項） 理事会は、理事長が招集する。

No	調査内容	法人数	%
1	理事長が招集（法定）	625	100.0%
	合 計	625	100.0%

#### 【解 説】

私学法は、「理事会は、理事長が招集する。」（同法 36 条 3 項）としており、「作成例」17 条 3 項は法定どおりとなっています。

**調査 32**によると、調査法人 625 校すべてに規定があり、上記の法文及び「作成例」と同じく「理事長が招集する。」となっています。



### 調査 3 3

## 理事による招集請求に必要な議決数と開催猶予期間

- 作成例（17条4項） 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

### ① 議決数

No	調査内容	法人数	%
1	理事総数の2/3以上	426	68.2%
2	理事総数の1/3以上	103	16.5%
3	理事総数の1/2以上	58	9.3%
4	理事総数の過半数（以上）	21	3.4%
5	理事〇名以上	9	1.4%
6	上記いずれか+「又は評議員会からの請求」としているもの	6	1.0%
7	規定なし	2	0.2%
	合計	625	100.0%

### ② 開催猶予期間

No	調査内容	法人数	%
1	7日以内	511	81.8%
2	14日（2週間）以内	58	9.3%
3	10日以内	39	6.2%
4	20日以内	9	1.4%
5	その他	3	0.5%
6	規定なし	5	0.8%
	合計	625	100.0%

### 【解説】

私学法は、「理事（理事長を除く。）が寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。」と規定しています（同法 36 条 3 項）。

① 議決数について

調査 33①によると、「作成例」17条4項と同じく「理事総数の2/3以上」が最も多く68.2%、続いて「理事総数の1/3以上」が16.5%、「理事総数の1/2以上」が9.3%となっています。

② 開催猶予期間について

調査 33②によると、「作成例」と同じく「7日以内」が81.8%を占めており、続いて「14日（2週間）以内」が9.3%、「10日以内」が6.2%となっています。

- 作成例（17条5項） 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

### ① 招集通知方法

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	560	89.6%
2	規定なし	65	10.4%
	合 計	625	100.0%

#### 【1. 規定ありの内訳】

A	書面通知+緊急の場合日程短縮	487	87.0%
B	書面通知+緊急の場合相当と認める方法	40	7.1%
C	書面通知のみ	14	2.5%
D	書面通知+電話（FAX、メール含む）	4	0.7%
E	書面通知+緊急の場合その他	6	1.1%
F	随時	9	1.6%
	内訳計	560	100.0%

### ② 記載事項

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	550	88.0%
2	規定なし	75	12.0%
	合 計	625	100.0%

#### 【1. 規定ありの内訳】 （複数回答）

A	開催場所	544	98.9%
B	日時	543	98.7%
C	議題	549	99.8%
	内訳計	550	

## 【解 説】

### ① 招集通知方法について

「作成例」17条5項は、理事会の招集は、書面によるべきものとしています。

調査 34①によると、「規定あり」が総数の 89.6%となっており、その内訳は、「書面通知+緊急の場合日程短縮」が最も多く 87.0%、次に「書面通知+緊急の場合相当と認める方法」が 7.1%となっています。

### ② 記載事項について

調査 34②によると、「規定あり」が総数の 88.0%となっています。その内訳（複数回答）は、「開催場所」（98.9%）、「日時」（98.7%）、「議題」（99.8%）と、ほとんどの学校法人で具体的な記載事項が示されています。

- 作成例（17条6項） 前項の通知は、会議の7日前までに発ししなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	545	87.2%
2	規定なし	80	12.8%
	合 計	625	100.0%

【1. 規定ありの内訳】

A	7日前まで	529	97.1%
B	5日前まで	8	1.5%
C	10日前まで	4	0.7%
D	10日を超えるもの	1	0.2%
E	その他	3	0.5%
	内訳計	545	100.0%

【解 説】

作成例 17 条 6 項は、緊急を要する場合、「7 日前まで」という招集通知の発送期限を短縮し得るにとどめています。しかし、実際には、緊急を要する場合は、電話で招集する等の措置がとられ、誰もそれを問題にしないだけであるという実態も多くみられます。それゆえ、この実態に寄附行為の規定を合わせるのがよいと考えます。

このためには、同条 6 項ただし書を次のように規定するのがよいでしょう。

「前項の通知は、会議の 7 日前までに発ししなければならない。ただし、緊急を要する場合には、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。」

理事会招集通知発送について、調査 35 によると、「規定あり」が 87.2%、「規定なし」が 12.8%となっています。

「規定あり」のうち、招集通知の発送期限については、「作成例」と同じく「7 日前まで」が 97.1%と最も多く、次に「5 日前まで」が 1.5%となっています。

## 調査 36 理事会議長の規定

### ■ 作成例（17条7項） 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

No	調査内容	法人数	%
1	理事長が議長（法定）	625	100.0%

#### 【解説】

私学法は、「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。」（同法 36 条 4 項）とあり、「作成例」17 条 7 項は法定どおりとなっています。

**調査 36** によると、理事会議長について、調査法人 625 校すべてに規定があり、「理事長が議長」となっています。

- 作成例（17条9項） 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	621	99.4%
2	規定なし	4	0.6%
	合 計	625	100.0%

【1. 規定ありの内訳】

A	理事総数の過半数	479	77.1%
B	理事総数の2/3以上	140	22.6%
C	理事〇人以上	2	0.3%
	内訳計	621	100.0%

【解 説】

平成16年改正前私学法では、理事会についての規定が無く、旧「作成例」では、定足数を理事総数の3分の2以上としていました。改正後の同法36条5項では、理事会についての規定を設け、「理事の過半数」としています。

「作成例」17条9項が、私学法に規定する、「理事」の過半数とせず、「理事総数」の過半数としているのは、理事数の計上を在任理事に限ることを明確にする趣旨だと思われます。しかし、これでも疑問は残ります。理事数が相対数で定められている場合、理事総数は、上限の理事数を意味するという見解があることと、任期満了後なおその職務を行う理事が、理事総数の中に入るのかどうかということです。

これらの疑念を避けるためには、「理事総数（現に在任する理事及び任期満了後なおその職務を行う理事の総数をいう。以下同じ。）」とすればよいでしょう。

理事会定足数について、調査37によると、「規定あり」が99.4%を占めており、その内訳は、「作成例」の規定どおり「理事総数の過半数」が77.1%と最も多く、次に「理事総数の2/3以上」が22.6%となっています。

- 作成例（17 条 10 項） 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

No	調査内容	法人数	%
1	書面表決書のみ	537	85.9%
2	委任状のみ	35	5.6%
3	書面表決書+委任状	12	1.9%
4	どちらも規定なし	41	6.6%
	合計	625	100.0%

### 【解説】

私学法は、委任状出席について何らの規定を設けていませんが、「作成例」17 条 10 項は、欠席者が、付議事項につき書面による意思表示ができることとしています。しかし、実際は、欠席者が委任状を提出して、これを議決数に加えている例が多くみられます。もし、いわゆる委任状出席の方法によるなら、この旨を寄附行為に明確にしておかなければなりません。同条項の規定に代え、次のような規定を設けるのがよいでしょう。

「理事会に付議される事項につき、他の理事に委任状を交付して、議決権の行使を委任した者は、前項の出席者とみなし、議決数に計上する。」

書面による意思表示方式がよいのか、委任状方式がよいのかは一つの問題です。書面による意思表示では、賛否を問うだけですから、修正案や動議が出たとき対応に窮するので、理事長又は特定の理事に委任する方式の方がよいと考えます。

調査 38 によると、「書面表決書のみ」が最も多く 85.9%、次に「どちらも規定なし」が 6.6% となっています。



- 作成例（17 条 11 項） 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### ① 表決方法

No	調査内容	法人数	%
1	出席理事の過半数（法定）	532	85.1%
2	理事総数の過半数	89	14.2%
3	出席理事の 2/3 以上	2	0.3%
4	理事総数の 2/3 以上	1	0.2%
5	規定なし	1	0.2%
	合 計	625	100.0%

### ② 議長の議決権

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	603	96.5%
2	規定なし	22	3.5%
	合 計	625	100.0%

#### 【1. 規定ありの内訳】

A	可否同数の場合に議決権あり（法定）	540	89.5%
B	可否同数の場合に議決権あり +議長は議決に加わることができない	62	10.3%
C	可否同数の場合に議決権あり +議長は議決に加わることができる	1	0.2%
	内訳計	603	100.0%

#### 【解 説】

旧「作成例」の規定は、会議規則の通例である出席者の過半数とはせず、理事総数の過半数としていました。これは、平成 16 年改正前私学法の、「理事の過半数をもつて決する。」という規定を尊重したためでしょう。改正後の同法 36 条 6 項では、議決数を「出席した理事の

過半数」とするとともに、「可否同数のときは、議長の決するところによる。」としていますので、「作成例」17条11項もそのように改められました。

なお、「作成例」では、議長にも議決権があるのかどうか、一般的な会議規則の例に徴して明確ではありません。評議員会については、私学法の規定（同法41条8項）を受けて、議長は、議決に加わることができないとしています（「作成例」20条11項、**調査56**参照）。私学法に規定のない理事会の議長についても、同様の扱いにするのであれば、その旨の規定を設けておくのがよいでしょう。

#### ① 表決方法について

**調査39①**によると、法文及び「作成例」と同じく「出席理事の過半数」が85.1%、次に旧「作成例」と同じく「理事総数の過半数」が14.2%となっています。

#### ② 議長の議決権について

**調査39②**によると、「規定あり」が96.5%とほとんどの学校法人が規定しています。

その内訳は、法文及び「作成例」と同じく「可否同数の場合に議決権あり」が89.5%と最も多く、次に評議員会に合わせた「可否同数の場合に議決権あり+議長は議決に加わることができない」が10.3%となっています。

- 作成例（17 条 12 項） 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	560	89.6%
2	規定なし	65	10.4%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

「作成例」17 条 12 項は、利害関係理事の除斥の規定を設けています。除斥は、私学法 36 条 6 項にいう寄附行為の別段の定めということになります。調査 40 によると、「規定あり」は、89.6%となっています。

「作成例」でいう「直接の利害関係」についても見解の分かれる場合があります。例えば、理事選任の理事会の議事に、理事候補者が加わることができるかどうかです。

旧民法上の社団法人について、社団の構成員たる社員としての立場から利害関係をもつ事項であるから、候補者たる社員も表決権を有するとの見解がある（藤原弘道「新版注釈民法（2）有斐閣刊 425 頁）。学校法人の理事についても同様に解することができます。

なお、私学法 40 条の 4 は、「学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。」としています。

- 作成例（18条） 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり（理事会において指名した理事へ委任）	419	67.0%
2	規定あり（その他へ委任）	4	0.6%
3	規定なし	202	32.4%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

小規模学校法人の場合、日常業務をすべて理事長が決定し、その法的根拠として、慣行的に理事会から包括委任されていると説明されることがあります。

「作成例」18条の規定は、理事長や特定理事の業務決定権限に根拠を与え、そのためには、あらかじめ理事会で定めてその範囲を明確にしておこうというものです。また、評議員会に付議しなければならない事項は、理事会の権限に留保すべき事項の例示です。

この目的のために、あらかじめ、理事会業務委任規則を定めておくのがよいでしょう。

調査 41 によると、「作成例」と同じく「規定あり」（理事会において指名した理事へ委任）が 67.0% となっています。

## 調査 4 2

## 理事会議事録規定の有無・記載事項

- 作成例（19条1項） 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

### ① 議事録規定の有無

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	580	92.8%
2	規定なし	45	7.2%
	合計	625	100.0%

### ② 記載事項

【1. 規定ありの内訳】（複数回答）

A	場所	566	97.6%
B	日時	564	97.2%
C	議決事項	562	96.9%
D	その他事項	547	94.3%
E	理事総数＋出席理事名	15	2.6%
F	出席理事名	9	1.6%
G	議事の経過及びその結果	18	3.1%
H	記載事項について規定なし	5	0.9%
	内訳計	580	

#### 【解説】

#### ① 議事録規定の有無について

私学法には、議事録についての定めはありません。調査 42①によると、「規定あり」は総数の92.8%を占めています。

#### ② 記載事項について

「規定あり」の内訳は、調査 42②（複数回答）によると、「場所」（97.6%）、「日時」（97.2%）、「議決事項」（96.9%）、「その他事項」（94.3%）の4項目が、ほとんどの学校法人で記載されています。

## 調査 4 3 理事会議事録署名押印者

- 作成例（19条2項） 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

No	調査内容	法人数	%
1	出席理事全員	416	71.7%
2	議長（理事長）＋出席理事（互選）2名（以上）	68	11.7%
3	議長（理事長）＋議長指名2名（以上）	56	9.7%
4	議長指名2名（以上）	15	2.6%
5	出席理事〇名	7	1.2%
6	議長（理事長）＋出席理事（互選）1名	4	0.7%
7	その他	13	2.2%
8	署名押印者について規定なし	1	0.2%
	合 計	580	100.0%

### 【解 説】

「作成例」19条2項では、出席理事全員が議事録に署名押印するものとしています。調査43によると、「作成例」と同じく「出席理事全員」とする規定が71.7%を占め、続いて「議長（理事長）＋出席理事（互選）2名（以上）」が11.7%、「議長（理事長）＋議長指名2名（以上）」が9.7%となっています。

議事録に出席理事全員の署名押印を必要とすると、議事録は、理事会終了後その場で作成できるものではありませんので、後日議事録が作成できてから、事務局職員が出席理事のところを廻り、署名押印を求めることになり、学外の理事数が多いと、大きな負担になります。

議事録は、通常議事の経過を要約して記載するもので、法定の要式記録ではありませんから、相当と認められる方法で記録すれば足りるものです。それゆえ、事務の簡素化という観点から、あらかじめ理事会又は理事長の指名する学内理事若干名の署名押印で足りるものとするのがよいと考えます。

ただ、現在の「作成例」どおり出席理事全員の署名押印を必要としている規定を変更しようとする、改悪であるとの所轄庁の行政指導があることも予想されますので、その場合は、次の理事会で議事録の記載に異議を申し出る方法を設けておけばよいでしょう。そのための案を提示すると、次のとおりです。

「議事録には、議長及び議長があらかじめ指名した出席理事2名が署名押印し、常にこれ

を事務所に備えて置かなければならない。出席理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申出に基づいて、次の会議にはかって、議長がこれを確認しなければならない。」

なお、議事録は、私学法 47 条の定める書類備え置き、供閲覧義務の対象にはなっていません。

**調査 4 4****常任（常務・常勤）理事会設置規定の有無**

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	60	9.6%
2	規定なし	565	90.4%
	合 計	625	100.0%

**【1. 規定ありの内訳】**

A	常任理事会設置	33	55.0%
B	常務理事会設置	14	23.3%
C	常勤理事会設置	4	6.7%
D	その他	9	15.0%
	内訳計	60	100.0%

**【解 説】**

常任（常務・常勤）理事会設置について、「作成例」にはありませんが、**調査 44**によると、「規定あり」が9.6%、「規定なし」が90.4%となっています。

「規定あり」の内訳は、「常任理事会設置」が最も多く 55.0%、次に「常務理事会設置」が 23.3%となっています。



■ 作成例（20条2項） 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。

### ① 表記方法・定数

No	調査内容	法人数	%
1	絶対数	265	42.4%
2	相対数	357	57.1%
3	理事定数の2倍をこえる数（法定）	3	0.5%
	合 計	625	100.0%

#### 【1. 絶対数の内訳】

A	11人	10	3.8%
B	12～15人	85	32.0%
C	16～20人	64	24.2%
D	21～25人	32	12.1%
E	26～30人	32	12.1%
F	31人以上	42	15.8%
	内訳計	265	100.0%

### ② 選任根拠号数ごとの定数の有無

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	625	100.0%
2	規定なし	0	0.0%
	合 計	625	100.0%

#### 【解 説】

##### ① 表記方法・定数について

私学法は、「評議員会は、理事の定数の2倍をこえる数の評議員をもって、組織する。」（同法41条2項）とあります。調査45①によると、「絶対数」が42.4%、「相対数」が57.1%で、法定どおり「理事定数の2倍をこえる数」は0.5%となっています。絶対数表記の内訳は、「12～15人」が32.0%と最も多く、次に「16～20人」が24.2%となっています。

##### ② 選任根拠号数ごとの定数の有無について

私学法44条1項は、1号～3号の選任根拠を定めています。

調査45②によると、調査法人すべてが、各号数ごとの定数を表記しています。

## 調査 4 6

## 評議員会招集者

### ■ 作成例（20 条 3 項） 評議員会は、理事長が招集する。

No	調査内容	法人数	%
1	理事長が招集する（法定）	624	99.8%
2	規定なし	1	0.2%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

理事長による招集規定について、私学法は、「評議員会は、理事長が招集する。」（同法 41 条 3 項）としており、「作成例」20 条 3 項は、法定どおりとなっています。

調査 46 によると、上記の法文及び「作成例」と同じく「理事長が招集する」としている学校法人が 99.8%と、大多数を占めています。

## 調査 4 7

## 評議員による招集請求に必要な議決数と開催猶予期間

- 作成例（20条4項） 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

### ① 議決数

No	調査内容	法人数	%
1	評議員総数の1/3以上（法定）	605	96.8%
2	評議員総数の2/3以上	5	0.8%
3	評議員〇名以上	3	0.5%
4	私立学校法第41条第5項に規定する請求	2	0.3%
5	その他	2	0.3%
6	規定なし	8	1.3%
	合 計	625	100.0%

### ② 開催猶予期間

No	調査内容	法人数	%
1	20日以内（法定）	600	96.0%
2	14日（2週間）以内	5	0.8%
3	10日以内	3	0.5%
4	7日以内	2	0.3%
5	その他	2	0.3%
6	規定なし	13	2.1%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

私学法は、「理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。」（同法41条5項）とし、「作成例」20条4項は法定どおりとなっています。

#### ① 議決数について

調査47①によると、法文及び「作成例」と同じく「評議員総数の1/3以上」が96.8%を占めています。

#### ② 開催猶予期間について

調査47②によると、法文及び「作成例」と同じく「20日以内」が96.0%を占めています。

- 作成例（20条5項） 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

### ① 招集通知方法

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	546	87.4%
2	規定なし	79	12.6%
	合 計	625	100.0%

#### 【1. 規定ありの内訳】

A	書面通知+緊急の場合日程短縮	475	87.0%
B	書面通知+緊急の場合相当と認める方法	34	6.2%
C	書面通知のみ	30	5.5%
D	書面通知+電話（FAX、メール含む）	2	0.4%
E	その他	5	0.9%
	内訳計	546	100.0%

### ② 記載事項

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	545	87.2%
2	規定なし	80	12.8%
	合 計	625	100.0%

#### 【1. 規定ありの内訳】（複数回答）

A	開催場所	538	98.7%
B	日時	539	98.9%
C	議題	543	99.6%
D	その他	4	0.7%
	内訳計	545	

## 【解 説】

### ① 招集通知方法について

「作成例」20条5項の評議員会の招集通知についても、「理事会の招集」（調査34）で述べたことと同じ問題があります。

調査48①によると、「規定あり」が87.4%となっており、その内訳は、「書面通知+緊急の場合日程短縮」が最も多く87.0%、続いて「書面通知+緊急の場合相当と認める方法」が6.2%、「書面通知のみ」が5.5%となっています。

### ② 記載事項について

調査48②によると、「規定あり」が87.2%となっており、その内訳（複数回答）は、「開催場所」（98.7%）、「日時」（98.9%）、「議題」（99.6%）の3項目について、ほとんどの学校法人で記載されています。

## 調査 49

## 評議員会招集通知発送期限

- 作成例(20条6項) 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	536	85.8%
2	規定なし	89	14.2%
	合計	625	100.0%

### 【1. 規定ありの内訳】

A	7日前まで	524	97.8%
B	10日前まで	5	0.9%
C	5日前まで	4	0.7%
D	10日を超えるもの	2	0.4%
E	その他	1	0.2%
	内訳計	536	100.0%

### 【解説】

評議員会招集通知の発送期限について、調査 49 によると「規定あり」が 85.8%、「規定なし」が 14.2%となっています。

「規定あり」のうち、招集通知の発送期限については、「作成例」20条6項と同じく「7日前まで」が 97.8%と大多数を占めています。

## 調査 50

## 評議員会の種類に関する規定の有無

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	86	13.8%
2	規定なし	539	86.2%
	合 計	625	100.0%

### 【1. 規定ありの内訳】

A	定例評議員会＋臨時評議員会	76	88.4%
B	定時評議員会＋臨時評議員会	6	7.0%
C	定期評議員会＋臨時評議員会	4	4.6%
	内訳計	86	100.0%

### 【解 説】

評議員会の種類について、「作成例」に規定はありませんが、調査 50 によると、「規定あり」が 13.8%、「規定なし」が 86.2%となっています。

「規定あり」のうち、評議員会の種類は、「定例評議員会＋臨時評議員会」が最も多く、88.4%となっています。

## 調査 5 1

## 評議員会開催回数・時期

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	95	15.2%
2	規定なし	530	84.8%
	合 計	625	100.0%

### 【1. 規定ありの内訳】

A	年2回	70	73.7%
B	月指定あり	14	14.7%
C	年1回	4	4.2%
D	年〇回（月指定なし）	4	4.2%
E	随時	2	2.1%
F	月1回	0	0.0%
G	その他	1	1.1%
	内訳計	95	100.0%

### 【解 説】

評議員会開催回数・時期について、「作成例」にはありませんが、調査 51 によると、「規定あり」が 15.2% となっています。

「規定あり」のうち、具体的な開催回数・時期としては、「年2回」が最も多く 73.7%、次に「月指定あり」が 14.7% となっています。



## 調査 5 2 評議員会の議長・選任方法

- 作成例（20条7項） 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

### ① 議長

No	調査内容	法人数	%
1	評議員	509	81.3%
2	理事長	111	17.8%
3	評議員又は理事長	2	0.3%
4	理事長が推薦（指名）した者	1	0.2%
5	理事長以外の充て職	1	0.2%
6	議長を置く、のみ	1	0.2%
	合 計	625	100.0%

### ② 選任方法

※①より、No.2（理事長が議長となる場合）及びNo.6を除いた法人513校を対象

No	調査内容	法人数	%
1	評議員会選任	372	72.5%
2	評議員互選	138	26.9%
3	出席評議員の過半数議決	2	0.4%
4	理事長の指名（推薦含む）	1	0.2%
	合 計	513	100.0%

### 【解説】

#### ① 議長について

評議員会の議長については、私学法に規定がありません。

ところで、私学法は、「評議員会は、理事長が招集する。」（同法 41 条 3 項）としています。理事長が評議員会を招集しても、議長選任という議事の議長は誰が行うのか疑問が残ります。また、評議員会で議長に選任された評議員が、予備知識なくして議事の進行をはかれるのかという実際問題もあります。

理事長が意見を聞くための評議員会を、理事長が議長となって議事を進行するということも、別段不合理ということもないでしょう。理事会と同じく、理事長が議長となる旨の寄附行為の規定を設けておいた方が実際的であると考えます。この場合は、次のようにするのが

よいでしょう。

「評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。」

調査 52①によると、「作成例」20条7項と同じく「評議員」の中から選ぶ学校法人が81.3%と最も多く、次に「理事長」が17.8%となっています。

## ② 選任方法について

「作成例」は、評議員のうちから評議員会において選任するものとしています。これは、重要事項について理事長が評議員会の意見を聞くこととされていること（私学法 42 条 1 項、46 条）と、評議員会の自主性についての配慮によるものと考えられます。

調査 52②によると、「作成例」と同じく「評議員会選任」が最も多く 72.5%、次に「評議員互選」が 26.9%となっています。

- 作成例（20条8項） 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。

No	調査内容	法人数	%
1	評議員総数の過半数（法定）	601	96.2%
2	評議員総数の2/3以上	12	1.9%
3	規定なし	12	1.9%
	合計	625	100.0%

#### 【解説】

評議員会定足数について、私学法は、評議員の過半数の出席としています(同法41条6項)。

調査53によると、上記法文及び「作成例」20条8項と同じく「評議員総数の過半数」が総数の96.2%を占めています。

- 作成例（20条9項） 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

No	調査内容	法人数	%
1	書面表決書のみ	533	85.3%
2	委任状のみ	35	5.6%
3	書面表決書+委任状	8	1.3%
4	どちらも規定なし	49	7.8%
	合 計	625	100.0%

#### 【解 説】

「作成例」20条9項は、書面による意思表示ができることにしています。書面による意思表示方式にするのか、委任状方式にするのか、「理事会の委任状出席」（調査 38）で述べたことと同じ問題があります。

調査 54 によると、「書面表決書のみ」が最も多く 85.3%、次に「どちらも規定なし」が 7.8% となっています。

- 作成例（20 条 10 項） 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

No	調査内容	法人数	%
1	出席評議員の過半数（法定）	604	96.6%
2	評議員総数の過半数	5	0.8%
3	出席評議員の 2/3 以上	2	0.3%
4	規定なし	14	2.3%
	合 計	625	100.0%

#### 【解 説】

私学法は、「評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」（同法 41 条 7 項）とあり、「作成例」20 条 10 項は、法定どおりとなっています。

調査 55 によると、議事の表決について、上記法文及び「作成例」と同じく「出席評議員の過半数」が 96.6%を占めています。

■ 作成例（20条11項） 議長は、評議員として議決に加わることができない。

No	調査内容	法人数	%
1	可否同数の場合議決権あり＋議長は議決に加わることができない（法定）	587	93.9%
2	可否同数の場合議決権ありのみ	21	3.4%
3	議長は議決に加わることができない	1	0.2%
4	規定なし	16	2.5%
	合 計	625	100.0%

【解 説】

議長の議決権の規定について「作成例」20条11項は、私学法41条8項の規定と同じです（同法同条7項により、可否同数のときは議長が決することに配慮したものです）。

調査 56 によると、法文及び「作成例」と同じく「可否同数の場合議決権あり＋議長は議決に加わることができない」が最も多く93.9%となっています。

- 作成例（21 条） 第 19 条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上」と読み替えるものとする。

### ① 議事録規定の有無

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	578	92.5%
2	規定なし	47	7.5%
	合 計	625	100.0%

### ② 署名押印者

#### 【1. 規定ありの内訳】

A	議長+出席評議員（互選）2 名（以上）	475	82.2%
B	議長+議長指名 2 名（以上）	58	10.0%
C	議長指名 2 名（以上）	10	1.7%
D	出席評議員（互選）〇名以上	6	1.0%
E	議長+評議員会選任 2 名以上	5	0.9%
F	議長+出席評議員（互選）1 名	4	0.7%
G	出席評議員全員	3	0.5%
H	その他	14	2.5%
I	署名押印者について規定なし	3	0.5%
	内訳計	578	100.0%

#### 【解 説】

#### ① 議事録規定の有無について

調査 57①によると「規定あり」は総数の 92.5%を占めています。

#### ② 署名押印者について

調査 57②によると、「作成例」21 条と同じく「議長+出席評議員（互選）2 名（以上）」が 82.2%で最も多く、次に「議長+議長指名 2 名（以上）」が 10.0%となっています。

- 作成例（22 条） 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
  - (2) 事業計画
  - (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (4) 寄附行為の変更
  - (5) 合併
  - (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
  - (7) 収益事業に関する重要事項
  - (8) 寄附金品の募集に関する事項
  - (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

No	調査内容	法人数	%
1	諮問事項とするもの	550	88.0%
2	議決事項とするもの	9	1.4%
3	諮問事項と議決事項が混在するもの	55	8.8%
4	その他（同意事項、審議事項、評議員会の職務など）	9	1.4%
5	規定なし	2	0.4%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

「作成例」22 条は、評議員会への諮問事項として、九つの項目を列挙しています。1 号は、私学法 42 条 1 項 1 号の「予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項」を具体化した規定になっています。2 号の「事業計画」は、平成 16 年改正私学法同条同項 2 号に則り追加されたものです。4 号から 7 号までは、同条同項各号列記と同様です。

それ以外の事項は、同条同項 7 号の「その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの」を具体的な規定としたものです。

「作成例」同条 3 号のように、予算外の新たな義務の負担を評議員会の諮問事項とした場合には、予算に相当額の予備費を計上しておかないと、例えば、学校事故の発生した場合に、迅速な対応ができないことになります。



評議員会の性格をどのようにするかについて、「作成例」は、諮問機関として位置付けていますが、私学法では、寄附行為をもって重要事項を評議員会の議決にかからしめることもできるものとしています（同法 42 条 2 項）。

**調査 58**によると、審議事項を「諮問事項とするもの」が 88.0%で最も多く、「議決事項とするもの」は 1.4%、審議事項によって「諮問事項と議決事項が混在するもの」が 8.8%となっています。

私学法 42 条 2 項の立法趣旨については、次のような見解があります。

「評議員会を原則として諮問機関としたのは、学校法人の性格が寄附者の出捐財産をもとにした財团的なものであるため、評議員会の権限を一律に強化して議決機関とし、社団法人化を招くことを防止したものである。しかし、一方、既に設立者の寄附財産の現資産中に占める割合が少い学校法人においては、現実に社团的性格がたかまり、その実情に即した法人の運営を行なう方が適切である場合もあるので、第 2 項において評議員会を議決機関とする旨の規定を設けて、両者の調和を図ったものである。」（文部省私学法令研究会編著『私立学校法逐条解説』第一法規出版、1970 年、144 頁）

実際には、早稲田大学、慶應義塾大学等の実情に合わせるための経過措置的な意義があったといわれています。「早稲田大学では、伝統的に最高議決機関として評議員会が一番上にあり、その下に具体的な実行計画案を出す理事会がある」（村上義紀「早稲田は生き残るかーサバイバル作戦の昨日・今日・明日ー」『私学経営No.231』（社団法人私学経営研究会、1994 年、20 頁）と紹介されています。

しかし、評議員会を議決機関とすることには、重大な問題があります。もし予算について、理事会の議決と評議員会の議決が対立した場合、予算が成立せず、学校法人の運営はそこで頓挫するという事態も起こりかねません。国会の議決機関は参議院と衆議院の二つから成っていますが、両者の議決が異なった場合には、両院協議会を開いて意見を調整し、調整がつかない場合には、最終的に衆議院の議決が優越することを憲法 59 条から 61 条まで及び国会法で定めています。しかし、このような調整と優越の規定を寄附行為に設けなくて、評議員会を議決機関とすれば、両者の意見の対立により、学校法人の運営が頓挫することになります。

本来一つの法人の意思を決定する議決機関は一つであるべきものです。評議員会の議決にもかからしめるのが学校法人の民主的運営となるとの建前論から、評議員会を議決機関化すべきものではありません。もし寄附行為で議決機関とする場合には、憲法の前記条項及び国会法のような両者の調整と一方の優越の規定を必ず設けておく必要があります。

- 作成例（23条） 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

No	調査内容	法人数	%
1	私立学校法第43条どおりのもの（法定）	537	85.9%
2	規定なし	88	14.1%
	合計	625	100.0%

#### 【解説】

「作成例」23条は、私学法43条の規定どおりになっています。

調査59によると、法文及び「作成例」どおりの規定は85.9%、法定事項については当然のこととして、「規定なし」が14.1%となっています。

■ 作成例（24条1項1号） 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 ○○人

① 選任対象

No	調査内容	法人数	%
1	職員とだけあるもの	353	56.5%
2	校長を他の職員と区別	272	43.5%
	合 計	625	100.0%

【2. 校長を他の職員と区別の内訳】

A	校長のみ区別したもの	207	76.1%
B	校長+他の役職者を区別したもの	65	23.9%
	内訳計	272	100.0%

② 選任方法

No	調査内容（複数回答）	法人数	%
1	理事会で選任	313	50.1%
2	理事会で推薦+評議員会で選任（作成例）	259	41.4%
3	職員の内から選任（職員による互選、選挙・教授会・委員会による推薦含む）	36	5.8%
4	評議員会のみで選任	16	2.6%
5	別規定	4	0.6%
6	その他	4	0.6%
7	規定なし	1	0.2%
	回答法人数	625	

【解 説】

1号（職員）評議員について、私学法は、「当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者」（同法44条1項1号）とあります。「作成例」24条1項1号では、「理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者」としています。

### ① 選任対象について

調査 60①によると、校長が自動的に1号評議員になるものは総数の43.5%を占め、そのうち23.9%の学校法人では、校長以外にも副学長、学部長、事務局長等が充て職として自動的に1号評議員になっています。

### ② 選任方法について

調査 60②（複数回答）によると、「理事会で選任」とするものが最も多く50.1%、続いて「作成例」と同じく「理事会で推薦+評議員会で選任」するものが41.4%、「職員の内から選任（職員による互選、選挙・教授会・委員会による推薦含む）」が5.8%となっています。

- 作成例（24条1項2号） この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもの  
のうちから、理事会において選任した者 ○○人

### ① 選任対象

No	調査内容（複数回答）	法人数	%
1	年齢25歳以上	608	97.3%
2	同窓会長、同窓会の推薦する者	32	5.1%
3	卒業生で特定の宗派を限定	7	1.1%
4	卒業生（同窓生・校友会）とあるのみ	7	1.1%
5	年齢30歳以上	5	0.8%
6	別規定	1	0.2%
7	規定なし	0	0.0%
	回答法人数	625	

### ② 選任方法

No	調査内容（複数回答）	法人数	%
1	理事会で選任	569	91.0%
2	卒業生の互選、同窓会の選任	27	4.3%
3	評議員会で選任（理事会の推薦含む）	20	3.2%
4	その他	9	1.4%
5	規定なし	3	0.5%
	回答法人数	625	

#### 【2. 卒業生の互選、同窓会の選任の内訳】

A	校友会（同窓会）で選任（互選含む）	20	74.1%
B	卒業生の内から選任（互選含む）のみ	7	25.9%
	内訳計	27	100.0%

#### 【4. その他の内訳】

C	理事長が選任（推薦含む）	2	22.2%
D	同窓会会長	1	11.1%
E	別規定	4	44.5%
F	その他	2	22.2%
	内訳計	9	100.0%

## 【解説】

2号（卒業生）評議員について、私学法は、「当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、寄附行為の定めるところにより選任された者」（同法44条1項2号）とあります。

### ① 選任対象について

調査61①（複数回答）によると上記法文及び「作成例」24条1項2号と同じく「年齢25歳以上」が97.3%を占めており、次に「同窓会長、同窓会の推薦する者」が5.1%となっています。

### ② 選任方法について

「作成例」は、理事会において選任するものとしています。

調査61②（複数回答）によると、「作成例」と同じく「理事会で選任」するものが91.0%と最も多く、次に「卒業生の互選、同窓会の選任」が4.3%となっています。

■ 作成例（24条1項3号） 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 ○〇人

### ① 選任対象

No	調査内容（複数回答）	法人数	%
1	学識経験者・有識者	593	94.9%
2	理事	195	31.2%
3	父母・保護者	147	23.5%
4	功労者・協力者	119	19.0%
5	理事長	95	15.2%
6	特定宗派の役員、信者	74	11.8%
7	充て職	33	5.3%
8	創立者・縁故者	16	2.6%
9	対象者についての規定なし	9	1.4%
10	支援団体から推薦された者	7	1.1%
11	その他	5	0.8%
	回答法人数	625	

### ② 選任方法

No	調査内容（複数回答）	法人数	%
1	理事会で選任	561	89.8%
2	充て職	114	18.2%
3	理事が選ぶ（互選含む）	110	17.6%
4	評議員会で選任（理事会の推薦含む）	77	12.3%
5	宗教団体・後援会等からの推薦	6	1.0%
6	別規定・選考委員会による選任	4	0.6%
7	その他	4	0.6%
8	理事長が選任（推薦含む）	3	0.5%
9	規定なし	2	0.3%
	回答法人数	625	

## 【解説】

### ① 選任対象について

3号評議員については、理事を評議員に選任できるかどうかが問題となります。理事と評議員とは職務が違うから、それぞれ別であるべきであるという意見もあるでしょう。しかし、私学法41条2項が、評議員の数を理事の定数の2倍を超えるべきものとしたのは、理事が評議員になることを予想したものといえます。そして、組織の簡素化ということからいえば、理事が評議員も兼務することにも合理性があります。また、理事会を一旦休憩してその間に評議員会を開き、その後理事会を再開するという、運営の行われている実態が多いことからみても、理事を評議員にしておくのが実際的であるといえるでしょう。

**調査 62①**（複数回答）によると、「学識経験者・有識者」が94.9%と最も多く、続いて「理事」が31.2%、「父母・保護者」が23.5%となっています。

### ② 選任方法について

「作成例」24条1項3号は、学識経験者のうちから理事会において選任するものとしています。

**調査 62②**（複数回答）によると「理事会で選任」が89.8%、続いて「充て職」が18.2%、「理事が選ぶ（互選含む）」が17.6%、「評議員会で選任（理事会の推薦含む）」が12.3%となっています。



- 作成例（25条1項） 評議員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

No	調査内容	法人数	%
1	4年	264	42.1%
2	3年	211	33.8%
3	2年	138	22.1%
4	5年	10	1.6%
5	1年	1	0.2%
6	その他	1	0.2%
	合計	625	100.0%

#### 【解説】

私学法は、役員（同法30条1項5号）と異なり、評議員の任期については、寄附行為の必要的記載事項とはしていません。「作成例」25条1項は、評議員の任期の規定を設けていますが、年数を特定していません。

調査63によると、任期「4年」が42.1%と最も多く、続いて「3年」が33.8%、「2年」が22.1%となっています。

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	382	61.1%
2	規定なし	243	38.9%
	合 計	625	100.0%

## 【解 説】

評議員の任期満了後の職務執行については、「作成例」は、その規定を設けていません。役員については、「作成例」9条3項に「任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。」という規定があるのに、評議員について存しないのは、評議員会が諮問機関であることを考慮したものと解されます。

しかし、評議員会も、評議員や理事の選任にかかわりますから、役員同様任期満了後の職務執行に関する規定がないと、学校法人の管理機関が選任できない事態が生じます。実際に、学校法人内部の紛争から、学校法人の管理機関の選任ができないまま、評議員の任期が満了してしまった例もあるので、次のように、役員と同様の規定を設けておくのがよいでしょう。

「評議員は、任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。」

**調査 64**によると、「規定あり」が総数の61.1%となっています。

- 作成例（26条1項） 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

### ① 解任方法

No	調査内容	法人数	%
1	評議員会議決	522	83.5%
2	理事会議決+評議員会議決	32	5.1%
3	理事会議決	29	4.6%
4	その他	11	1.8%
5	規定なし	31	5.0%
	合 計	625	100.0%

#### 【1. 評議員会議決の内訳】

A	評議員総数の2/3議決	507	97.2%
B	評議員総数の3/4議決	8	1.5%
C	評議員会議決	7	1.3%
	内訳計	522	100.0%

#### 【2. 理事会議決+評議員会議決の内訳】

D	理事総数の3/4議決+評議員会議決	25	78.1%
E	理事総数の2/3議決+評議員会議決	7	21.9%
	内訳計	32	100.0%

#### 【3. 理事会議決の内訳】

F	理事総数の2/3議決	17	58.7%
G	理事総数の3/4議決	5	17.2%
H	理事会議決	7	24.1%
	内訳計	29	100.0%

#### 【4. その他の内訳】

I	理事長解任	1	9.1%
J	その他	10	90.9%
	内訳計	11	100.0%

## ② 解任事由

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	593	94.9%
2	規定なし	32	5.1%
	合計	625	100.0%

### 【1. 規定ありの内訳】（複数回答）

A	心身の故障	586	98.8%
B	重大な非行	578	97.5%
C	法令の規定、寄附行為、職務上の義務違反	63	10.6%
D	評議員として不適當	3	0.5%
E	その他	5	0.8%
	内訳計	593	

### 【解 説】

「作成例」26条1項では、役員の場合と同様、評議員についても、解任の規定を設けています。

#### ① 解任方法について

調査 65①によると、「評議員会議決」が83.5%と最も多く、続いて「理事会議決+評議員会議決」によるものが5.1%、「理事会議決」が4.6%となっています。

「評議員会議決」の内訳では、「作成例」と同じく「評議員総数の2/3議決」が97.2%を占めています。「理事会議決+評議員会議決」の内訳では、「理事総数の3/4議決+評議員会議決」が78.1%となっています。

#### ② 解任事由について

調査 65②によると、「規定あり」が総数の94.9%を占めています。その内訳（複数回答）は、「心身の故障」が98.8%、次に「重大な非行」が97.5%となっています。

■ 作成例（26条2項） 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	568	90.9%
2	規定なし	57	9.1%
	合 計	625	100.0%

【1. 規定ありの内訳】（複数回答）

A	任期の満了	567	99.8%
B	辞任	565	99.5%
C	学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当	35	6.2%
D	評議員の地位（資格）喪失時	4	0.7%
E	死亡	3	0.5%
	内訳計	568	

### 【解 説】

「作成例」11条2項3号の学教法9条該当による退任の規定のない点が、役員の場合と異なります（調査20参照）。

調査66によると、評議員の退任事由について、「規定あり」が総数の90.9%を占めています。その内訳（複数回答）は、「任期の満了」が99.8%、次に「辞任」が99.5%となっています。

## 調査 67 資産に関する規定

■ 作成例（27条） この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

No	調査内容（複数回答）	法人数	%
1	財産目録記載のとおりとする	618	98.9%
2	授業料・入学金ほか	92	14.7%
3	資産から生じる果実	92	14.7%
4	寄附金品、補助金	95	15.2%
5	その他の収入	96	15.4%
6	収益事業から生ずる収入	22	3.5%
7	その他	7	1.1%
8	規定なし	3	0.5%
	回答法人数	625	

調査内容	法人数	%
1のみ	522	83.5%
1+2+3+4+5	66	10.6%
1+2+3+4+5+6	18	2.9%

### 【解説】

資産について、調査 67 によると、「作成例」27 条と同じく「財産目録記載のとおりとする」の一文のみが 83.5%と最も多く、続いて No. 1～5 まで記載されている学校法人が 10.6%、No. 1～5 に、No.6 の「収益事業から生ずる収入」がプラスされたものが 2.9%となっています。

## 調査 68 収益事業用財産の有無

- 作成例（28条1項） この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産（及び収益事業用財産）とする。

No	調査内容	法人数	%
1	収益事業用財産の規定あり	126	20.2%
2	収益事業用財産の規定なし	499	79.8%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

収益事業用財産について、調査 68 によると、「規定あり」が総数の 20.2%、「規定なし」が 79.8%となっています。なお、収益事業については、調査 6 を参照して下さい。

## 調査 69 寄附金品規定の有無

- 作成例（28 条 5 項） 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産（又は収益事業用財産）に編入する。

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	607	97.1%
2	規定なし	18	2.9%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

寄附金品について、調査 69 によると、「規定あり」が総数の 97.1%を占めています。



- 作成例（29条） 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

### ① 処分を制限している財産

No	調査内容	法人数	%
1	基本財産だけの処分を制限	509	81.4%
2	基本財産＋運用財産の処分を制限	103	16.5%
3	基本財産＋運用財産＋収益事業用財産の処分を制限	3	0.5%
4	その他	5	0.8%
5	規定なし	5	0.8%
	合 計	625	100.0%

### ② 一部処分の方法

No	調査内容	法人数	%
1	理事会特別多数議決によるもの	580	92.8%
2	理事会過半数議決によるもの	7	1.1%
3	評議員会の議決によるもの	4	0.6%
4	規定なし	34	5.5%
	合 計	625	100.0%

#### 【1. 理事会特別多数議決によるものの内訳】

A	理事総数の2/3以上	559	96.3%
B	理事総数の3/4以上	12	2.1%
C	出席理事の2/3以上	9	1.6%
	内訳計	580	100.0%

## 【解説】

「基本財産」とは、学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいいます（私学法施行規則2条6項）。

### ① 処分を制限している財産について

調査 70①によると、「基本財産だけの処分を制限」が 81.4%と最も多く、次に「基本財産＋運用財産の処分を制限」が 16.5%となっています。

### ② 一部処分の方法について

調査 70②によると、「理事会特別多数議決によるもの」が総数の 92.8%を占めており、その内訳は、「作成例」29条と同じく「理事総数の2/3以上」が 96.3%となっています。

## 調査 7 1 積立金の保管対象・方法

- 作成例（30 条） 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

### ① 積立金の保管対象

No	調査内容	法人数	%
1	基本財産の積立金＋運用財産の積立金	505	80.8%
2	運用財産の積立金のみ	45	7.2%
3	運用財産の現金のみ	39	6.2%
4	基本財産の積立金のみ	5	0.8%
5	その他	8	1.3%
6	規定なし	23	3.7%
	合 計	625	100.0%

### ② 積立金の保管方法

No	調査内容	法人数	%
1	保管の方法を具体的に列記したもの	580	92.8%
2	確実な方法で保管する、のみのもの	18	2.9%
3	理事会が決定した方法	2	0.3%
4	規定なし	25	4.0%
	合 計	625	100.0%

#### 【 1. 保管の方法を具体的に列記したものの内訳】 （複数回答）

A	銀行定期預金	580	100.0%
B	確実な有価証券	575	99.1%
C	確実な信託銀行	565	97.4%
D	定額郵便貯金	559	96.4%
	内訳計	580	

#### 【解 説】

##### ① 積立金の保管対象について

調査 71①によると、「基本財産の積立金＋運用財産の積立金」が 80.8%と最も多く、続いて「運用財産の積立金のみ」が 7.2%、「運用財産の現金のみ」が 6.2%となっています。

##### ② 積立金の保管方法について

調査 71②によると、「保管の方法を具体的に列記したもの」が総数の 92.8%を占めており、その内訳（複数回答）は、「銀行定期預金」が規定のある学校法人すべてにありました。

- 作成例（31条） この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

No	調査内容	法人数	%
1	基本財産＋運用財産から支弁	519	83.0%
2	運用財産からのみ支弁	85	13.6%
3	基本財産＋運用財産＋収益事業用財産から支弁	2	0.3%
4	その他	3	0.5%
5	規定なし	16	2.6%
	合 計	625	100.0%

**【解 説】**

経費の支弁について、調査 72 によると、「作成例」31 条と同じく「基本財産＋運用財産から支弁」が総数の 83.0%を占めており、次に「運用財産からのみ支弁」が 13.6%となっています。

- 作成例（32条2項） この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

No	調査内容	法人数	%
1	区分あり	129	20.6%
2	区分なし	496	79.4%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

収益事業を行っている学校法人は、学校会計から収益事業会計を区分しなければならないとされています（私学法 26 条 3 項）。

学校会計と収益事業会計の区分について、調査 73 によると、「区分あり」は総数の 20.6% となっています。なお、収益事業については、調査 6 を参照して下さい。

- 作成例（33条） この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

No	調査内容	法人数	%
1	出席理事の2/3以上	425	68.0%
2	理事総数の2/3以上	146	23.4%
3	出席理事の過半数	34	5.4%
4	理事総数の過半数	5	0.8%
5	理事総数の3/4以上	2	0.3%
6	その他	9	1.5%
7	規定なし	4	0.6%
	合 計	625	100.0%

【6. その他の内訳】

A	議決数について規定なし	6	66.7%
B	その他	3	33.3%
	内訳計	9	100.0%

【解 説】

私学法 36 条 6 項は、「理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決」するとしています。したがって、「作成例」33条が、予算、事業計画の議決について3分の2以上の特別多数を必要としたのは、同条項にいう別段の定めをしたということになります。

予算の議決数について、調査 74 によると、「作成例」と同じく「出席理事の2/3以上」が68.0%となっています。続いて、出席理事より要件を厳しくした「理事総数の2/3以上」が23.4%、通常の議決数と同じ「出席理事の過半数」が5.4%となっています。

3分の2以上の特別多数の議決を要としたのは、予算の成立に慎重を期すとの趣旨でしょう。しかし、特別多数を必要とすると、予算が不成立になる場合が多くなることも考慮しなければなりません。

- 作成例（34条） 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

No	調査内容	法人数	%
1	出席理事の2/3以上	407	65.1%
2	理事総数の2/3以上	155	24.8%
3	出席理事の過半数	20	3.2%
4	理事総数の過半数	5	0.8%
5	理事総数の3/4以上	2	0.3%
6	評議員会の議決を要するもの	14	2.2%
7	評議員会の議決のみ	2	0.3%
8	議決数について規定なし	3	0.5%
9	規定なし	17	2.8%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

「作成例」34条は、出席理事の特別多数の議決を必要とすることとしています。このことについても、調査74で述べたのと同じ問題があります。学校事故等に迅速に対応するために、相当額の予備費をあらかじめ計上して、理事会又は理事長が予算の範囲内で専決できるようにしておく必要があります。

また、回収困難な学納金の請求権の放棄などについてまで、3分の2以上の議決を要することに疑問があります。予算上であらかじめ専決額を定めておく必要があります。

調査75によると、「作成例」と同じく「出席理事の2/3以上」が65.1%と最も多く、続いて「理事総数の2/3以上」が24.8%、「出席理事の過半数」が3.2%となっています。

- 作成例（35条1項） この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

### ① 決算の規定の有無

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	625	100.0%
2	規定なし	0	0.0%
	合 計	625	100.0%

### ② 監事の意見添付の規定の有無

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	621	99.4%
2	規定なし	4	0.6%
	合 計	625	100.0%

#### 【解 説】

学校法人の決算とは、会計年度内における収入、支出、損金等の実績を明らかにし、予算と対比してその適正を確認することです。

私学法は、予算については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならないものとするとともに（同法42条1項1号）、理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないものとしています（同法46条）。

そして、監事は、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に報告すべきものとされています（同法37条3項3号）。

#### ① 決算の規定の有無について

調査76①によると、調査法人すべて「規定あり」となっています。

#### ② 監事の意見添付の規定の有無について

調査76②によると、「規定あり」が総数の99.4%を占めています。



- 作成例（36 条 1 項） この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	617	98.7%
2	規定なし	8	1.3%
	合 計	625	100.0%

**【解 説】**

平成 16 年改正私学法 47 条 1 項の規定によって、毎会計年度終了後 2 月以内に作成すべき書類として、財務諸表のほかに「事業報告書」が追加されたことに対応して、「作成例」36 条 1 項でもこれが追加されました。

調査 77 によると、「規定あり」は総数の 98.7%を占めています。

- 作成例（36条2項） この法人は、前項の書類及び第16条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	602	96.3%
2	規定なし	23	3.7%
	合計	625	100.0%

【1. 規定ありのうち、請求者の内訳】

A	在学者+その他利害関係人（法定）	590	98.0%
B	在学者+その他利害関係人+父母（保護者）	5	0.8%
C	利害関係人のみ	3	0.5%
D	在学者+その他利害関係人+法人が閲覧を許可した者	1	0.2%
E	在学者+その他利害関係人+卒業生	1	0.2%
F	その他	2	0.3%
	内訳計	602	100.0%

【解説】

財産目録等の供閲義務については、従来否定的に解釈されてきました。しかし、補助金を受けている学校会計の透明性という観点から、平成16年改正私学法47条2項の規定が設けられ、「学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないもの」とされました。

供閲義務を負う書類は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書のほかに監査報告書も含まれます。

「利害関係人」とは、学生、保護者、職員、学校法人債権者等法律上の利害関係のある者をいい、単なる事実上の利害関係がある者を含みません。

「正当な理由」がある場合とは、①就業時間外や休業日になされた場合等、請求権の濫用

に当たる場合、②当該学校法人を誹謗中傷することを目的とする場合等、明らかに不法・不当な目的でなされる場合、③公開すべきでない個人情報が含まれる場合、などです。

また、「閲覧」に供する義務は、謄写やコピーの提供まで義務付けるものではありません。このことは、会社法 433 条 1 項 1 号の規定が、「閲覧」と「謄写」を区別して使用していることから明らかです。閲覧に秩序を保つために、財産目録等の閲覧に関する規則を定めておくことが望ましいでしょう。

**調査 78**によると、「規定あり」は 96.3%で、そのうち請求者の内訳は、法文及び「作成例」36 条 2 項と同じく「在学者+その他利害関係人」が最も多く 98.0%を占めています。

## 調査 79

## 資産総額の変更登記に関する規定の有無

- 作成例（37条） この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	526	84.2%
2	規定なし	99	15.8%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

調査 79 によると、資産総額の変更登記について、「規定あり」が総数の 84.2%となっています。

## 調査80 会計年度の規定の有無

- 作成例（38条） この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	583	93.3%
2	規定なし	42	6.7%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

「作成例」38条は、私学法48条の規定どおりになっています。

調査80によると、法文及び「作成例」どおり「規定あり」は93.3%、法定事項については当然のこととして、「規定なし」が6.7%となっています。

■ 作成例（39条1項） この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣（都道府県知事）の解散命令

### ① 解散事由の規定

No	調査内容	法人数	%
1	私立学校法第50条第1項第1号、3～6号	611	97.8%
2	その他	7	1.1%
3	規定なし	7	1.1%
	合 計	625	100.0%

### ② 理事の同意による解散議決数

No	調査内容	法人数	%
1	理事総数の2/3以上+評議員会議決（法定）	533	85.3%
2	理事総数の2/3以上	52	8.3%
3	理事総数の3/4以上+評議員会議決（同意含む）	9	1.4%
4	理事全員の同意を要するもの	9	1.4%
5	理事総数の3/4以上	5	0.9%
6	出席理事の2/3以上	3	0.4%
7	その他	5	0.9%
8	規定なし	9	1.4%
	合 計	625	100.0%

### ③ 目的たる事業の成功の不能による解散議決数

No	調査内容	法人数	%
1	出席理事の 2/3 以上	474	75.7%
2	理事総数の 2/3 以上	79	12.6%
3	理事総数の 2/3 以上+評議員会議決(同意含む)	26	4.2%
4	出席理事の 2/3 以上+評議員会議決(同意含む)	15	2.4%
5	理事総数の 3/4 以上	6	1.0%
6	理事全員の同意を要するもの	6	1.0%
7	理事総数の 3/4 以上+評議員会議決(同意含む)	3	0.5%
8	その他	8	1.3%
9	規定なし	8	1.3%
	合 計	625	100.0%

#### 【解 説】

学校法人の解散に関する規定は、寄附行為の記載事項となっています（私学法 30 条 1 項 10 号）。

#### ① 解散事由の規定について

学校法人の解散事由については、私学法 50 条 1 項に規定されています。調査 81①によると、「私学法 50 条 1 項 1 号、3～6 号」の規定が総数の 97.8%を占めています。

#### ② 理事の同意による解散議決数について

調査 81②によると、「作成例」39 条 1 項と同じく「理事総数の 2/3 以上+評議員会議決」が 85.3%と最も多く、次に「理事総数の 2/3 以上」が 8.3%となっています。なお、私学法は、理事の同意による解散には、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない（評議員会の議決を要する場合を除く。）としていますので（同法 42 条 1 項 5 号）、寄附行為に書かれていなくても、意見を聞かなければなりません。

#### ③ 目的たる事業の成功の不能による解散議決数について

調査 81③によると、「作成例」と同じく「出席理事の 2/3 以上」が 75.7%と最も多く、続いて「理事総数の 2/3 以上」が 12.6%、「理事総数の 2/3 以上+評議員会議決（同意含む）」が 4.2%となっています。

- 作成例（39条2項） 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	606	97.0%
2	規定なし	19	3.0%
	合 計	625	100.0%

#### 【解 説】

私学法は、理事の3分の2以上の同意（及び評議員会の議決を要する場合には、その議決）及び目的たる事業の成功の不能による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じないとしています（同法50条2項）。「作成例」39条2項は、この規定に基づいています。

調査82によると、「規定あり」が97.0%となっています。



- 作成例（40条） この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

No	調査内容	法人数	%
1	出席理事の2/3以上	388	62.1%
2	理事総数の2/3以上	158	25.3%
3	理事総数の2/3以上+評議員会議決(同意含む)	24	3.8%
4	出席理事の2/3以上+評議員会議決(同意含む)	20	3.2%
5	理事全員の同意を要するもの	4	0.6%
6	理事総数の3/4以上	3	0.5%
7	理事総数の3/4以上+評議員会議決(同意含む)	2	0.3%
8	その他	16	2.6%
9	規定なし	10	1.6%
	合計	625	100.0%

### 【解説】

私学法は、「解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算結了の届出の時ににおいて、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する」（同法51条1項）と規定しています。

調査83によると、寄附行為に定める残余財産の帰属者の議決数について、「作成例」40条と同じく「出席理事の2/3以上」が62.1%と最も多く、次に「理事総数の2/3以上」が25.3%となっています。

- 作成例（41条） この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

No	調査内容	法人数	%
1	理事総数の2/3以上(法定)	522	83.5%
2	理事総数の2/3以上+評議員会議決	50	8.0%
3	出席理事の2/3以上	13	2.1%
4	理事総数の3/4以上	5	0.8%
5	理事全員の同意を要するもの	4	0.6%
6	その他	12	2.0%
7	規定なし	19	3.0%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

私学法は、「学校法人が合併しようとするときは、理事の3分の2以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。」(同法52条1項)」と規定しています。

調査84によると、合併の議決数について、「作成例」41条と同じく「理事総数の2/3以上」が83.5%と最も多く、続いて「理事総数の2/3以上+評議員会議決」が8.0%、「出席理事の2/3以上」が2.1%となっています。

「出席理事の2/3以上」というのは、法定数より少なくなる場合があるので、適法性に疑問があります。

- 作成例（42条1項） この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

No	調査内容	法人数	%
1	出席理事の2/3以上	397	63.5%
2	理事総数の2/3以上	134	21.4%
3	理事総数の2/3以上+評議員会議決(同意含む)	39	6.2%
4	出席理事の2/3以上+評議員会議決(同意含む)	35	5.6%
5	理事総数の3/4以上	4	0.6%
6	理事総数の3/4以上+評議員会議決(同意含む)	4	0.6%
7	出席理事の過半数	3	0.5%
8	その他	9	1.6%
	合 計	625	100.0%

### 【解 説】

寄附行為の変更に関する規定については、寄附行為の記載事項とされています（私学法 30 条 1 項 11 号）。寄附行為の変更は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならず（同法 42 条 1 項 3 号）、所轄庁の認可を受けなければなりません（同法 45 条 1 項）。

調査 85 によると、寄附行為の変更手続に必要な議決数について、「作成例」42 条 1 項と同じく「出席理事の 2/3 以上」が 63.5%と最も多く、次に「理事総数の 2/3 以上」が 21.4%となっています。

- 作成例（42条2項） 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

No	調査内容	法人数	%
1	出席理事の2/3以上	415	66.4%
2	理事総数の2/3以上	106	17.0%
3	理事総数の2/3以上+評議員会議決(同意含む)	26	4.2%
4	出席理事の2/3以上+評議員会議決(同意含む)	17	2.7%
5	出席理事の過半数	6	0.9%
6	理事総数の3/4以上+評議員会議決(同意含む)	3	0.5%
7	理事総数の過半数	2	0.3%
8	理事総数の3/4以上	2	0.3%
9	その他	7	1.1%
10	規定なし	41	6.6%
	合計	625	100.0%

### 【解説】

寄附行為変更のうち、学位の変更を伴わない学部・学科の設置等、私学法施行規則4条の3に定める事項については、所轄庁の認可を要せず、届出でよいとされています（私学法45条2項）、

調査86によると、届出事項の変更について、「作成例」42条2項と同じく「出席理事の2/3以上」が66.4%と最も多く、次に「理事総数の2/3以上」が17.0%となっています。

- 作成例（43 条） この法人は、第 36 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。
- (1) 寄附行為
  - (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
  - (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
  - (4) その他必要な書類及び帳簿

No	調査内容	法人数	%
1	規定あり	518	82.9%
2	規定なし	107	17.1%
	合 計	625	100.0%

**【解 説】**

財産目録等の備付けについては、調査 78 で見たとおりです。

調査 87 によると、その他の備付書類・帳簿について、「規定あり」が総数の 82.9%を占めています。

- 作成例（44条） この法人の公告は、〇〇学園の掲示場に掲示して行う。

No	調査内容（複数回答）	法人数	%
1	掲示場（板）	618	98.9%
2	新聞掲載	16	2.6%
3	機関誌・学報・広報誌	9	1.4%
4	主たる事務所	5	0.8%
5	宗報	2	0.3%
6	従たる事務所	1	0.2%
7	官報	1	0.2%
8	規定なし	3	0.5%
	回答法人数	625	

### 【解説】

「公告の方法」は、寄附行為の記載事項とされています（私学法 30 条 1 項 12 号）。

調査 88（複数回答）によると、公告方法について、「作成例」44 条と同じく「掲示場（板）」が総数の 98.9%を占めており、続いて「新聞掲載」が 2.6%、「機関誌・学報・広報誌」が 1.4%となっています。

- 作成例（45条） この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

No	調査内容	法人数	%
1	理事会が定める	606	97.0%
2	評議員会の意見を聞いて理事会決定	5	0.8%
3	理事長が定める	1	0.2%
4	その他	3	0.4%
5	規定なし	10	1.6%
	合計	625	100.0%

【解説】

調査 89 によると、施行細則制定権者について、「作成例」45 条と同じく「理事会が定める」が総数の 97.0% を占めています。

# 学校法人寄附行為の調査研究報告書

— 法令の改正に合わせ現状に即したものにするために —

平成 21 年 6 月調査

発行日 平成 22 年 6 月 18 日

監修 俵 正 市

編集 社団法人 私学経営研究会

〒533-0033

大阪市東淀川区東中島 1 丁目 21 番 33 号 俵ビル 3 階

TEL : 06-6321-2666 FAX : 06-6321-3207

E-mail : sikeiken@nifty.com

---

© 社団法人 私学経営研究会 2010

この本の一部又は全部を無断で複写複製（コピー）することは、著作権法上での例外を除き、禁じられています。

落丁・乱丁はおとりかえいたします。